

## 1. 計画の趣旨

### (1) 計画策定の趣旨

本市では平成 16 年（2004 年）に「湖南省のあらゆる差別撤廃と人権擁護を目指す条例」を制定し、すべての市民の人権擁護施策を進めています。また、平成 17 年（2005 年）には「湖南省人権尊重都市宣言」を行い、一人ひとりの基本的人権を尊重し、あらゆる差別のない心のかよいあう明るいまちの実現をめざしています。

この条例の具体化を図るため、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成 21 年「湖南省人権擁護総合計画」を策定しました。また、同年に「湖南省同和対策基本計画」を、平成 22 年に「湖南省人権教育推進計画」および「湖南省人権・同和福祉計画」を策定し、これらの計画を基に部落差別問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人などに関する人権課題の解決に向けた施策を推進してきました。

このたび、「湖南省人権擁護総合計画」、「湖南省同和対策基本計画」、「湖南省人権教育推進計画」、「湖南省人権・同和福祉計画」の計画期間が終了したため、これまでの成果を踏まえるとともに現在のさまざまな人権課題の状況および社会情勢の変化、法令等の整備に対応するため、これらを統合し新たに「人権総合計画」を策定することとします。

### (2) 計画の性格

◆「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第 5 条に規定される地方公共団体の責務として、市が人権教育・啓発を総合的、計画的に推進するための計画となります。

◆この計画は、湖南省の施策の最上位計画である「湖南省総合計画」をはじめ、本市が策定する他の計画のめざす方向と合致した計画として策定しています。

### (3) 計画の期間

令和 4 年度（2022 年度）から令和 13 年度（2031 年度）までの 10 年間の計画とします。また、社会情勢の変化等により必要な場合見直しを行います。

## 2. 現状と課題

### (1) 社会的な現状と課題

#### 人権に関連した法律等の整備

わが国では昭和 22 年（1947 年）に「日本国憲法」が施行されて以来、「民法」改正や「教育基本法」「障害者基本法」「高齢者対策基本法」「男女共同参画社会基本法」等を施行するとともに、「国際人権規約」など人権に関する諸条約を締結し、国際社会の一員として人権への取組を強化してきました。

近年では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（アイヌ新法）」等、人権をめぐる法律が相次いで制定・施行されています。また、平成 17 年（2005 年）から開始された「人権教育のための世界計画」は、令和 2 年（2020 年）から第 4 フェーズとなり、包摂的で平和な社会づくりに向け、平等、人権と非差別、包摂と多様性の尊重に関する教育や研修を、若者を重点対象として実施していくこととなりました。そして、世界的な取組である SDG s の内容は、すべて人権と深く関わっており、発展途上国だけでなく、先進国もその実現に取り組むこととなっています。こうした法律等に対する市民の認知度を高め、自らが権利を適切に行使できるよう、教育・啓発を充実させていくことが必要です。

#### 新型コロナウイルス感染症等による新たな課題

感染症への偏見や差別は、ハンセン病回復者や HIV 感染者に対して起こっていたことを受けて、平成 10 年（1998 年）「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、感染症の患者等の人権が損なわれないよう教育と啓発に努めることが国及び地方公共団体の責務と明記されています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者やその家族、医療従事者、宅配業者などに対する差別が起きました。

その背景には 忌避意識、排除意識が存在し、部落差別問題など様々な差別問題との共通性も見えてきます。さらに、新型コロナウイルス感染症による生活などへの影響は、非正規雇用、外国人世帯、ひとり親家庭など、社会的に不安定な立場にある人

1 たちにより大きく現れるなど、格差の問題も浮き彫りにしています。また、家で過ご  
2 す時間が長くなることで、DV や虐待など、家庭内での暴力の増加や深刻化も問題と  
3 なりました。無理解や偏見、差別、排除をなくすための人権教育や啓発のあり方を模  
4 索していくとともに、生活に困難を抱える人などへの支援を進めるための相談体制の  
5 強化が必要です。

6

### 7 **災害時における人権の確保**

8 災害時は、人権課題が顕在化しやすく、高齢者、障がいのある人、女性、子ども、  
9 外国人など、いわゆる災害弱者と言われる人々は、その困難を受けやすくなります。  
10 災害は、自然現象（自然要因）と、それを受け止める側の社会の在り方（社会要因）  
11 によりその被害の大きさが決まると考えられており、被害を小さくするためには、社  
12 会要因による災害時の困難を最小限にする日ごろからの取組が重要となります。

13

### 14 **ひきこもりなど生きづらさを抱える人への包括的支援**

15 80 代の親と 50 代のひきこもりの子どもの家庭が孤立し、生活が立ち行かなくな  
16 る「8050 問題」が、社会的問題となっています。ひきこもりは、すべての年代や性  
17 別に共通する問題でもあります。さまざまな生きづらさを抱える人が、自分らしさを  
18 発揮しながら自立した生活を送れるよう相談・訪問・就労支援等の体制づくりを進め、  
19 長期的な視点に立った支援が必要です。

20

## 21 **(2) 市民実態調査(2019 年実施)に見られる現状と課題**

### 22 **生涯を通じた人権学習の機会提供**

23 令和元年（2019 年）に実施した「湖南省人権に関する市民実態調査」（以下「市民  
24 実態調査（2019 年実施）」という。）によると、6 割の人が過去 5 年の間、人権に関  
25 する講演会や研修会に参加したことがないと回答していました。人権研修に参加する  
26 にあたって「壁」があるのであれば、それをなくすための工夫が必要です。

27 「義務教育課程における人権教育の経験」については、若い世代ほど人権教育を受  
28 けた割合が高くなっています。ただし、同和対策に関する特別措置の失効（2002 年）  
29 から、部落差別解消推進法制定（2016 年）までの 15 年間、どんな人権教育を義務  
30 教育で受けてきたのかは自治体によって異なり、同年代でも出身地によって人権教育

1 の経験が異なることも考えられます。

2

### 3 **他者の権利と自己の権利双方を尊重する環境づくり**

4 人権侵害は、自分よりも身近な人が受けることで、その行為が人権侵害であること  
5 に気づく傾向が見られました。言いかえれば、他者の権利と自己の権利の意識にずれ  
6 が生じているということになります。自己の権利に無自覚であることは、他人の権利  
7 への無自覚につながりかねません。市民一人ひとりがそうしたことに気づくことが、  
8 自他の権利を尊重することにつながります。

9

### 10 **行政や企業の取組や対応への意識をカタチへ**

11 女性、子ども、高齢者、障がいのある人、被差別部落出身者、外国人といった社会  
12 的弱者になりやすい人々の人権問題を解決するために、行政や企業の取組をどうする  
13 べきか尋ねた項目について、取組の充実を望む意見は、男性より女性のほうが、また、  
14 年代別では高齢者より現役世代のほうが多い傾向にありました。

15 性別や年代によって、取組への関心度は異なりますが、人権問題は誰にとっても関  
16 わりがあるものです。行政や企業は、いかに多くの市民や団体を巻き込んで取組や対  
17 応をカタチにしていくかを考える必要があります。

18

### 19 **多様な価値観を認め合えるインクルーシブな社会をめざして**

20 人権課題に対する取組項目と、身近に当事者がいる人・いない人をクロス分析した  
21 結果、身近に様々な背景や立場の人がいることで、他者の権利を尊重するとともに人  
22 権問題への意識が高まる傾向が見られました。人には（自身も含め）様々な背景や立  
23 場があることを理解し、自身の権利とともに他者の権利も尊重し、社会をよくする取  
24 組や対応を市民が豊かに関わりあう中でつくっていくことが大切です。

25

26

27

28

29

30

### 3. 計画の基本的な考え方

#### (1) 基本理念

市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

湖南省総合計画において、本市のまちの将来像を「ずっとここに暮らしたい！ みんなで創ろう きらめき湖南」として掲げています。その実現に向けて、まちづくりの6つの目標を掲げ、人権分野においては、「みんなで共に進めるしくみをつくろう ～人権尊重と自立・自助、共助のまちづくり～」をめざし、その施策の柱の一つとして、「すべての人の人権尊重の推進」を掲げています。そのような中で、人権施策推進体制の充実をはじめ、人権尊重のための教育や啓発、人権施策の推進、相談体制の充実など、ノーマライゼーションの視点に立ちながら人権意識の高揚を基本として、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現を図ります。

そのためには、市民、地域、学校、企業・事業所、行政が一体となった市民参加のまちづくりをそれぞれの役割分担のもとに推進していくことが重要です。障がいのある人、外国人、被差別部落出身者など社会的に弱い立場に置かれた人と体験を共にし、お互いを理解し、自ら学ぶことで、人権感覚が磨かれます。

市民一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、人権を相互に尊重しあうこと、即ち人権尊重の意識が根づいた地域社会の構築をめざします。SDGsが示すように、人権尊重は世界共通の行動基準であることを踏まえ、市民が生涯を通じて、日常生活の中で人権尊重の理念に対する理解を深め、これを行動につなげられるような人権感覚の醸成を図ります。

このため、本計画では、「市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり」を基本理念とします。

## 1 (2) 基本理念に基づく3つの方向性

### 3 ①「はぐくむ」人権意識の醸成と人権文化の確立

4 人権問題は多様化しており、日常生活の様々な場面に現れます。家庭、地域、  
5 園・学校、職場など、場面ごとに生じる人権問題の内容は異なります。

6 また、被差別部落出身者、子ども、女性、障がいのある人、高齢者、外国人な  
7 ど、人権が侵害される側の立場に応じたさまざまな人権課題があります。

8 市民一人ひとりが人権に関する基本的な知識や考え方を身につけ、日常の暮ら  
9 しのなかに人権尊重の意識を定着していけるよう、場面や人権課題に応じた人権  
10 教育、学習機会の提供と人権啓発を実施することにより、人権感覚の醸成を図り  
11 ます。

### 13 ②「つくる」差別撤廃と人権尊重のまちづくり

14 個人を取り巻く環境は、その人が持つ人権問題への意識に対して少なからず影  
15 響を与えます。例えば、身近にどのような背景を持つ人がいるのか、どのような  
16 人権教育や啓発に触れてきたか、自身が差別を受けた経験があるのかなどによっ  
17 て、人権に対する認識は変わっていきます。自身も含め、人には様々な背景や立  
18 場があることを理解することは、自身の権利を尊重するとともに他者の権利も同  
19 様に尊重することにつながります。

20 地域総合センターなどにおいて、隣保事業や教養・文化活動、広域的な交流活  
21 動の一層の充実を図ることで、「あらゆる人が孤立したり、排除されたりしないよ  
22 う援護し、社会の構成員として認められ、支え合う」インクルーシブなまちが実  
23 現します。関係機関の連携と市民参加を進め、それぞれの個性や違いを尊重し、  
24 市民一人ひとりが自立した人間としての尊厳が保たれ、個人の自由が確保された  
25 平等社会のなかで、個性と能力が十分発揮できる差別や偏見のない地域社会づく  
26 りをめざします。

### 1 ③ 「まもる」 人権擁護の実現

2 人権を侵害される等の問題に直面している人は、その解決のためにさまざまな情  
3 報や支援を必要としています。しかし、現状では生活環境や障がい、言語などが  
4 障壁となり、相談に来づらい状況にある人たちが存在することも事実です。こう  
5 した見えずらい人権侵害の実態が可視化され、社会的課題として認識されるため  
6 には、誰もが相談しやすい環境や適切な相談を実施できる体制を整備していく必  
7 要があります。

8 また、相談を受けた時に、今ある制度を有効に活用し、きめ細やかな支援につ  
9 なげていけるような専門性のある人材育成も求められています。

10 そして、あらゆる差別の解決、困難な状況に置かれている人への支援など、地  
11 域の実情に応じた取組を行うとともに、市民への情報提供を行うなど、人権を  
12 「まもる」施策の展開を図ります。

13

14

15

### 1 (3) 重視すべき視点

#### 2 ① あらゆる分野への人権尊重の視点の反映

3 すべての市民の基本的な人権は憲法第 11 条により保障されており、憲法第 13 条  
4 により幸福追求の権利を有しています。市民の生命とくらしを守ることが、市の責  
5 務であり、あらゆる施策に人権尊重の視点を反映させていくとともに、職員一人ひ  
6 とりの人権意識を高めることが重要です。

#### 8 ② 人権侵害や人権擁護を複合的な視点で捉えた取組の推進

9 人権侵害を受けている人や困難を抱えている人は、さらに「被差別部落の出身  
10 である」「女性である」「子どもである」「障がいがある」「高齢である」「外国人で  
11 ある」などの理由で、より深刻な状況に陥りやすい傾向にあると考えられます。  
12 このような場合には、1 つの課題への対応だけでは根本的な解決に至らないこと  
13 が予想されるため、多面的、複合的に課題を捉えることで取組を進めることが重  
14 要です。

#### 16 ③ 新たに生じる問題への迅速で柔軟な対応

17 新型コロナウイルス感染症に関連した人権侵害のように新たな問題が突如現れ  
18 たり、従来からあった人権課題のあり様が以前と違う形で新たに現れたりするこ  
19 とがあります。このように、時代によって変化していく人権課題に対応していけ  
20 ることも大切です。

21  
22

## 1 (4) 4つの基本目標 (めざす姿)

### 2 ① 豊かなつながりと人権感覚をはぐくむまちづくり

3 市民実態調査(2019年実施)においては、およそ6割の人が「過去5年間人権  
4 に関する講演会や研修会へ参加したことがない」と回答していましたが、大人にな  
5 っても人権について学び続けることは重要です。それを通して、自己の権利や権利  
6 の行使について認識を深め、権利の主体としての意識を持ち、差別をなくす主体と  
7 なり得るからです。

8 インターネット上での差別書き込み、個人情報の流出、新型コロナウイルス感染  
9 症に関連した人権侵害など、新たな問題も現れています。市民一人ひとりが人権感  
10 覚を磨くため、生涯を通じて人権について学び続けられるまちづくりをめざします。

### 12 ② 差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり

13 多様性に富んだ社会ほど、人権意識が高まる傾向にあることが市民実態調査  
14 (2019年実施)の結果から明らかになりました。湖南省は外国にルーツのある市  
15 民も多く生活しています。多様な文化的背景のある市民との交流により地域社会が  
16 豊かになる一方、習慣や文化の違いから摩擦が生じることもあります。また、障が  
17 いのある人、認知症の人、ひきこもりの人など、周囲の理解が不十分なために、一  
18 層の生きづらさを感じている人がいます。その人が持つ特性を「その人らしさ」と  
19 して尊重し、マイノリティ(少数派)である人々も一緒に活躍できる、多様性を生  
20 かした共生のまちづくりをめざします。

### 22 ③ 協働による人権尊重のまちづくり

23 子どもや女性、高齢者などへの虐待の通報件数が増えています。被害者の発見や  
24 支援については、学校・園、民生委員児童委員、人権擁護委員、関係機関等の協力  
25 により進めていますが、地域コミュニティによる協働および広域での連携・協力の  
26 充実が必要です。市と市民が相互に関係を構築し、地域コミュニティ、学校・園、  
27 企業・事業所、NPOなどと交流の機会を増やし、だれもが参画できるような人権  
28 尊重のまちづくりをめざします。

1      ④ **だれ一人取り残さないまちづくり**

2      困りごと、悩みを抱える人は、複数の課題を抱えている場合も多く、相談は複  
3      雑化・多様化しています。部局間、関係機関との連携の強化、職員のスキルアッ  
4      プとともに、既存の制度を活用して支援できるような専門性のある人材を育成す  
5      るなどして、市民が安心して相談・支援を受けられる体制を整えます。支援を必  
6      要とする人が、支援からもれることのない、誰もが住み慣れた地域で健康で過ご  
7      せる、人にやさしいまちづくりをめざします。

8

9

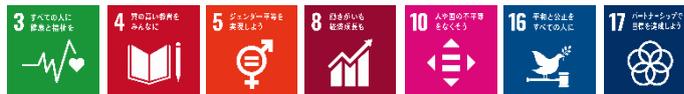
10

11

## 4. 重点施策と取組の方向

### (1) 人権教育の推進

#### 【現状と課題】



#### 就学前教育・学校教育

人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」を意味し（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条）、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」にすることを旨としており（同法第3条）、日本国憲法をはじめとするさまざまな法律や条約等の精神に則り、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育および社会教育を通じて推進されるものです。学校教育については、自ら学び自ら考える力や豊かな人間性などを培う教育活動全体を通じ、幼児児童生徒、学生の発達段階に応じて、人権尊重の意識を高める教育を行っていくこととなります。

湖南省では、人権教育基底プランに基づき、中学校区ごとに園、小中学校、県立学校との連携を図りながら子どもの実態に合った人権保育、人権教育を日々模索しながら取り組んでいます。課題解決型への授業改善、子どもが主体となる学びを進めてきた結果、小中学生の自尊感情は高まりつつあります。

しかし一方で、いじめや虐待、生活習慣の乱れや家庭学習の未定着による学力不足などによって自尊感情が低い児童生徒も見られます。また、貧困や家族の介護(ヤングケアラー)により、学習や余暇の時間がなく将来に夢が持ちにくい子どももいます。このような子どもをめぐるさまざまな課題（虐待、過保護、不登校、いじめ、差別発言など）は、社会の中で多様化・複雑化して現れる人権上の課題の縮図とも言えます。したがって、これまで以上に学校園と地域の連携によって、学校だけでなく地域全体で子どもを育てていく必要があります。

#### 社会教育

社会教育については、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、「国民が、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう」（同法第3条）とあるように、生涯学習の視点に立って、幼児から高齢者に至るそれぞれのライフサイクルにおける多様な教育活動を展開し、人権尊重の意識を高める教育を行っていくことが必要です。

1 湖南省では、人権まちづくり会議で社会教育団体、PTA、スポーツ少年団などさ  
2 まざまな団体が連携しながら、あらゆる差別の撤廃に向けて自主的な取組を進めて  
3 きました。取組を継続することで、さまざまな人が人権を大切にしたまちづくりに  
4 携わることができています。ただ、若年層や外国人市民、団体や区・自治会などに  
5 所属していない住民とどうつながっていくかがこれからの課題です。

6 また、市民対象の人権教育活動として人権まちづくり懇談会を区・自治会ごとに  
7 開催しており、人権のさまざまなテーマについて語り合う場として定着してきてい  
8 ます。今後、できるだけ多くの住民が参加できるような工夫が必要です。

9 今、社会状況の急激な変化により、さまざまな人権課題が生まれています。より  
10 多くの住民がこれらの課題について関心を持ち、正しく対応する力をつけることが  
11 求められます。

12

### 13 【取組の方向】

14 人権教育は生涯を通して必要なものです。就学前、学校教育、社会教育、企業・  
15 事業所などそれぞれの場にあった人権教育を実施していく必要があります。

16 園や学校において、子どもたちの自尊感情を育み、互いの個性を認め合い尊重し  
17 合う意識や態度の醸成を目指し、発達段階に応じた人権教育を実施していきます。

18 また、社会教育としては、人権に関する多様な学習機会を設けるなど市民や企  
19 業・事業所などの学習、研修等を支援するとともに交流機会の創出に努めます。

20 人権教育を通じて、部落差別や女性差別、障がい者差別などさまざまな差別への  
21 学びとともに日常に潜むマイクロアグレッションやアンコンシャスバイアスへの気  
22 づきを促していくことも必要です。

23

#### 24 ① 園・学校における人権教育の推進

25 (ア) 人権尊重の園・学校づくりを担う教職員・保育士の指導力の向上

26 ●各園・学校が人権の視点に立った保育・教育指導や学校運営に努めるとともに、  
27 研修などを通じて保育士・教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについ  
28 ての十分な認識や指導力を持った人材の育成に努めます。

29 ●保育士・教職員自身が子どもの人権を侵害することのないよう指導・対応を図り  
30 ます。

1 ●園・学校、地域総合センター、地域住民、保護者との連携によって、子どもの教  
2 育課題を明らかにする取組を充実します。

3

4 (イ) 差別解消に向けた行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実

5 ●園においては、人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期であることを踏ま  
6 え、遊びを通して人の喜びや悲しみを体験的に感じとったり、身近な動植物と触  
7 れ合う中で生命の大切さに気づかせるなど、人権尊重の精神の芽生えが感性とし  
8 て息づくような取組を進めます。

9 ●小中学校においては、児童生徒の発達段階に即しながら、学校生活全般のなか  
10 で、生命を大切にし、自他の人格を尊重し、互いの個性を認め合うなどさまざま  
11 な人と共に生きることの喜びと、公正さを重んじる態度など、よりよい社会づく  
12 りに貢献できる、人権感覚の鋭い人間性を育む取組を進めます。

13 ●被差別部落出身者、高齢者、障がいのある人、外国人などさまざまな人権問題に  
14 ついての正しい理解・認識を培うため、家庭・地域と連携しながら学校・園にお  
15 ける人権教育・保育を推進します。

16 ●学校・地域社会の実態に即した基底プランについて検証し、実践していきます。

17 ●湖南省人権教育基本方針および湖南省同和教育基本方針により、就学前教育、学  
18 校教育、社会教育など、あらゆる教育の場において人権教育を推進していきま  
19 す。

20 (ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実

21 ●よりよい生活習慣を身につけ、確かな学力を育み、自主・自立の精神と社会性を  
22 養い、生涯にわたり自己実現を図ることができるよう進路指導の充実を図りま  
23 す。

24 ●経済的理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の活用を推進しま  
25 す。

26 ●不登校、中途退学にならないよう地域総合センター、学校、家庭と連絡を密に  
27 し、継続的に支援します。

28 ●不登校、中途退学者に対しては、資格取得等再学習機会の提供や学校、家庭、地  
29 域社会、地域総合センターなどが連携し、相談・指導体制の充実を図ります。

30 ●卒業後の進路実態の把握と指導の充実を図ります。

## 1 (工) 保護者や地域との連携

- 2 ●豊かな人間性や社会性を育むためには学校・園、家庭、地域社会が情報の交流を
- 3 積極的に行い、一体となって取り組むことが大切です。市内4中学校区の人権教
- 4 育ネット推進協議会を核として、学校・園、家庭、地域社会等における人権教
- 5 育・保育の緊密な連携を図り、より効果的な人権教育・保育を推進します。
- 6 ●家庭や地域に対し、人権問題に関する教育課題や情報を積極的に共有すること
- 7 で、学校の取組に対する理解と協力を得ながら、開かれた教育活動を展開しま
- 8 す。
- 9 ●地域総合センターにおける子育て支援事業などへの参画を進めます。

10

## 11 ② 生涯学習における人権教育の推進

### 12 (オ) あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進

- 13 ●差別を見抜き、あらゆる人権課題と自分との関わりを考える人権学習の機会を
- 14 確保します。
- 15 ●市民が自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、社会教育施
- 16 設や地域総合センターを中心に書籍の配置や講座の開設など、人権に関する多
- 17 様な学習機会を提供します。

### 18 (カ) 家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援

- 19 ●家庭や地域において主権者としての市民性を養い、社会参画と差別解消への取
- 20 組をすすめる主体者を育成します。
- 21 ●保護者への学習機会を提供することで、教育の基礎となる家庭教育を支援しま
- 22 す。学習機会の提供にあたっては、学びの形・内容・方法の工夫改善をしま
- 23 す。
- 24 ●家庭や地域住民が、相互に信頼し尊敬しあい、人権意識に支えられた明るい家
- 25 庭、心の通い合う地域づくりを進めるよう交流機会の創出を図ります。
- 26 ●人権教育を推進する指導者の養成に努めます。

27

28

29

30

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H12(2000)施行
- 3 ・ 「人権教育・啓発に関する基本計画」 H14 (2002) 閣議決定
- 4 ・ 「人権教育の指導方法等の在り方について」 H16 (2004) 第1次とりまとめ
- 5 ・ 「滋賀県人権教育推進プラン」 H24 (2012) 改訂
- 6 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 H28 (2016) 施行
- 7 ・ 部落差別の解消の推進に関する法律 H28 (2016) 施行
- 8 ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律
- 9 H28 (2016) 施行
- 10 ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律
- 11 H31 (2019) 施行
- 12 ・ 第2期湖南省教育振興基本計画 (2020.3) 策定
- 13 ・ 湖南省学校・園人権教育基底プラン
- 14 ・ 湖南省人権教育基本方針 H18 (2006)
- 15 ・ 湖南省同和教育基本方針 H18 (2006)

16

17

## 1 (2) 人権意識の普及



### 2 【現状と課題】

3 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第 2 条で、人権啓発とは「国民の間に  
 4 人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とす  
 5 る広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）」とある通り、すべての国民に人権尊  
 6 重とは何かを正しく伝えるため、その理解に必要な最新の情報を常に提供していく  
 7 ことが求められています。

8 湖南省では、市広報やホームページでの発信や啓発 DVD、資料の貸出、関係団体  
 9 との連携による啓発パンフレットの作成、配布等により人権意識の普及に取り組んで  
 10 きました。また、事業所内公正採用選考・人権啓発推進班員が市内各企業を訪問  
 11 し、職場内における様々な人権課題に関する正しい理解と認識を深めていただき、  
 12 明るい職場づくりが推進されるよう啓発をしてきました。

13 また、人権に関わりの深い特定の職業に従事する者（行政職員、教職員、医療・  
 14 福祉関係職員、消防職員など）が、市民の人権啓発、教育のよきリーダーとして、  
 15 率先して人権について学び、市民に啓発する姿勢が求められます。特に職員は突然  
 16 の差別事象に遭遇した際にも正しい対応が求められます。対応マニュアルの確認や  
 17 これまでの差別事件を教訓とした実践的な研修も必要です。あらゆる差別をなくす  
 18 ために、職員の研修に一層力を注いでいくことが必要です。

### 20 【取組の方向】

21 部落差別をはじめとするあらゆる差別によりもたらされた「生きづらさ」を誰に  
 22 も気づいてもらえず、その結果自ら命を絶ってしまったり、反社会的行為に及んで  
 23 しまったりすることが現実起こっています。

24 差別されている人の苦しみは、差別している人にはわからないと言われます。し  
 25 かし、差別している人もまた、なんらかの差別を受けていることが少なくありませ  
 26 ん。そのはけ口として自分より弱い立場の人に差別が向けられることもあります。  
 27 差別による不安や恐れがさらなる差別を生み続けていくのです。

28 差別の連鎖を断ち切り、差別を生み出さないためには、人権教育の推進が不可欠  
 29 ですが、残念ながらその重要性、喫緊性が住民のみなさんに十分に共有されている  
 30 とはいえません。

1 人権教育の重要性と今起こっている人権課題、そしてその解決のために国や県や  
2 市が取り組んでいることをより多くの市民に知ってもらうために、また、人権意識  
3 の醸成に向けて広報その他の啓発活動を推進していきます。

## 4 5 **① 啓発活動の推進**

6 **(キ)** 市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報

7 ●広報紙やホームページ、SNS等を活用し、市民に対する人権啓発を推進しま

8 す。情報発信にあたっては、やさしい日本語やピクトグラムの使用、翻訳機等の  
9 機器の利用により、わかりやすい啓発の工夫をします。

10 ●市民自らが人権問題を考えるきっかけの場となる講演会、講座、展示等を開催し  
11 ます。

12  
13 **(ク)** 企業・事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に  
14 向けて

15 ●市内の企業・事業所が、自らの社会的責任で男女の均等待遇、ワーク・ライフ・  
16 バランスの推進、ハラスメント防止等に向け積極的、自主的に取り組むよう啓発  
17 を推進します。

18 ●出身地や居住地に対する偏見や心身的理由などにより、働く意欲のある人が就職  
19 の機会を阻害されることがないように、応募方法、選考方法について確認し、不適  
20 切事項については関係機関と連携しながら継続的に指導・啓発します。

21  
22 **(ケ)** 関係機関との連携

23 ●関係機関等との連携により、より効果的な啓発活動に努めます。

## 24 25 **② 人権研修の充実と推進**

26 **(コ)** 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成

27 ●行政職員、教職員、医療・福祉関係職員、議員、人権・福祉団体、市の助成団体  
28 などは、人権尊重の理念に基づき日常の職務を遂行できるよう、また市民の模  
29 範、地域の指導者、啓発者となるべき教職員・自治体職員の人権感覚を養成でき

1 るよう研修内容の充実に努めます。県や他団体、人権関係団体が行う各種研修や  
2 学習機会への参加を促進します。

3 ●対応マニュアルの確認など職員の研修に一層力を注ぎます。

4 ●それぞれの職場で行われる研修が充実したものとなるよう指導・助言を行うとと  
5 もに必要な教材や情報の提供等の支援を行います。

6

7 (サ) 企業・事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて

8 ●企業・事業所等における人権教育を推進するため、人権啓発・研修に関する資料  
9 提供や、教材の貸出、講師の紹介など積極的な支援に努めるとともに、動機付け  
10 や意識の向上につながる工夫を検討していきます。

11 ●企業・事業所内で自主的な取組ができる推進体制の充実に努めます。

12 ●地域のまちづくりのなかで、人権学習の場づくりや活動推進のリーダーの育成に  
13 努めます。

14

#### 15 【主な関係法令および計画】

16 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H12(2000)施行

17 ・「人権教育・啓発に関する基本計画」 H14(2002)閣議決定

### 1 (3) 連携協働による取組の推進



#### 2 【現状と課題】

3 人権尊重の社会づくりには、事業所や区・自治会・NPO等による人権の視点を  
 4 もった自主的・主体的な活動、さらには市民一人ひとりの行動が不可欠です。

5 湖南省では、行政情報の提供、政策立案過程における市民の参加などを積極的に  
 6 進めています。各区では人権まちづくり懇談会が、市職員と連携しながら区人権推  
 7 進員の企画運営により進められているほか、地域まちづくり協議会では、地域の二  
 8 ーズの掘り起こしなど自発的な活動が進められています。また、子育て、文化活動  
 9 など目的に応じた市民活動団体でも、さまざまな視点から柔軟な取組がなされてい  
 10 ます。

11 人権問題解決に向けた市民活動をさらに活性化させるために、ネットワークを強  
 12 化していくことも大切です。

#### 14 【取組の方向】

15 基本理念の「市民一人ひとりが人権感覚を高め、互いを認め合う人権尊重のまち  
 16 づくり」の実現には、人権に関わる活動に市民や事業者の参加を促進していくこと  
 17 が必要です。人権施策の企画・実施、評価への市民参加を一層進めるとともに、市  
 18 民や地域まちづくり協議会、市民活動団体等と協働して人権施策を推進していきま  
 19 す。

20 また、様々な主体の取組が人権に配慮して行われ、主体的に人権尊重の取組が行  
 21 われるよう支援の充実と、事業者や関係団体との連携強化に努めます。

#### 23 ① 市民、事業者の参加の促進

24 (シ) 市民参加の促進～市政への参画、事業への参加、調査への協力

25 ●人権政策の企画立案、実施、評価のあらゆる段階へ、多様な市民の参加が促進さ  
 26 れるよう条件の整備に努めます。

27 ●人権施策の総合的な推進を図るための調査を適宜実施するとともに、結果につい  
 28 て周知を図ります。

## 1 (ス) 事業者の参加の促進

- 2 ●企業・事業所が地域社会の一員として、地域・学校等と密着したさまざまな社会  
3 貢献活動を推進するための支援とともに、企業・事業所のネットワークづくりの  
4 推進に努めます。

5

## 6 ② 関係団体、関係機関との連携協働の促進

## 7 (セ) 市民活動への人権の視点の醸成

- 8 ●区・自治会や地域まちづくり協議会などを中心に、各種団体が人権尊重という視  
9 点で連携を図り、さまざまな立場からのまちづくりが推進されるよう努めます。  
10 ●市民活動のグループが、人権の視点を持ち、人権に配慮した活動を行うことがで  
11 きるよう、学習機会の提供等の支援を行い、連携協働の推進に努めます。

12

## 13 (ソ) 関係団体、関係機関との連携の強化

- 14 ●地域総合センター、関係機関等との連携を強化し、市民一人ひとりの暮らしや二  
15 ーズに対応した幅広く、きめ細かいサービスの提供に取り組みます。  
16 ●人権に関わる団体等とのネットワークを構築し、情報の共有化、啓発事業の共同  
17 開催などを進めます。

18

## 19 (タ) 関係団体への支援

- 20 ●あらゆる人権問題解決のための地域活動に取り組んでいる団体や、これから取り  
21 組もうとする団体などの育成と、その活動に対する支援を行います。

22

## 23 【主な関係法令および計画】

- 24 ・社会福祉法 <社会福祉事業法 S 26 施行・社会福祉法に改名 H 12 (2000) >  
25 R 3 (2021 改正)  
26 ・湖南省第 3 次地域福祉計画 R 3 (2021) 改訂

27

28

29

30

## 1 (4) 地域福祉の取組の推進



### 2 【現状と課題】

3 平成 30 年（2018 年）4 月施行の社会福祉法改正では、地域住民が参画して地域  
4 での支えあい活動を強化し地域共生社会をめざすという方針が示されました。少子  
5 高齢化・人口減少、世帯の小規模化、一人ひとりの価値観や生活様式の多様化など  
6 社会環境の変化により、人と人とのつながりが希薄化し、家庭や地域で支えあう力  
7 が弱まりつつあります。そのような中、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増  
8 加し、その上、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待、経済的に困窮している世  
9 帯、自殺対策など、福祉ニーズが多様化・複雑化しています。このような福祉ニ  
10 ズに、従来の高齢者や子育て、障がいのある人といった制度・分野ごとの「縦割  
11 り」で整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっています。

12 そこで、公的サービスを基本としながら、地域住民や地域の多様な人・団体・機  
13 関が「我が事」として誰もが役割を持ち活躍し、すべての人々が地域、暮らし、生  
14 きがいを共に作り、高めあうことができる「地域共生社会」の実現が求められてい  
15 ます。

16 湖南省では、福祉先進の地として、障がい児・者や高齢者のための各種福祉施設が  
17 多く存在し、さまざまな福祉施策に取り組んでいるところですが、地域のつながりが  
18 希薄化する中で、地域の困りごとを誰もが「我が事」と捉え、困りごとを抱える人が  
19 地域で安心して生活できる環境を整えることが課題となっています。さらなる地域福  
20 祉を推進するため、「湖南省地域福祉計画」に掲げる地域での支えあい活動を推進し、  
21 今後も住民が支えあい、個性や違いを認めあいながら地域社会に参加できるよう、見  
22 守りや支援ができる地域のネットワーク体制の整備、気軽に集える場づくり、学習や  
23 交流の場づくりが必要です。

### 25 【取組の方向】

26 「湖南省地域福祉計画」では「一人ひとりができる役割を大切にするまち」ま  
27 た、「支援を必要とする人が、一人として取り残されるようなことがなく、安心して  
28 暮らせるまちを」めざしています。だれもが、人としての尊厳を願い、生まれてき  
29 た生きがいを求めています。たとえば、子ども、障がいのある人、外国人市民など  
30 の社会的弱者とされる人が支援を受けるだけでなく、機会と支援さえあれば地域活

1 動などで力を発揮できる人材となることができます。地域社会から阻害感を感じ、  
2 孤立してしまっている人や、苦しさを隠し SOS(助けて)を発信することができない  
3 人が、心を開き、地域に参加していくきっかけとなる地道な取組が必要です。だれ  
4 もが参加しやすい地域住民の交流と対話の場を市民との協働により推進します。  
5 また、コロナ禍によってより明らかになったように、生活困窮者が自立して自ら  
6 の生活基盤を確立するまでの長期的な支援体制づくりが急務です。

## 7

### 8 ① 市民の社会参加への支援の促進

#### 9 (チ) 文化活動や地域活動などへの参加の支援

- 10 ●性別、年齢、障がいの有無や言語の違い等に関わらず、すべての市民が社会を構  
11 成する一員として意見を表明し、活動に参加できるよう情報格差の解消や、コミ  
12 ュニケーション支援に努めます。

#### 13

#### 14 (ツ) 就労支援

- 15 ●求職者のニーズにあった職業訓練枠を拡大するなど職業能力開発の機会確保に取  
16 り組むとともに、雇用の促進・安定に努めます。
- 17 ●国・県の職業安定機関と連携しながら、就労相談員などを配置し、就労が継続で  
18 きるようサポートをしたり、就労相談や職業能力の開発を促進したりすること  
19 で、計画的、効果的な雇用・就労の支援を推進します。
- 20 ●就職困難者等に対する就職差別をなくすための啓発、部落差別問題や人権問題な  
21 どに関する研修を実施し、企業・事業所の理解促進に努めます。

## 22

### 23 ② 人にやさしいまちづくりに向けた取組の推進

#### 24 (テ) 交流の機会と場の提供

- 25 ●一人ひとりができる役割の大切さを学ぶ場づくりや、役割再発見の実践および体  
26 験への支援に取り組みます。
- 27 ●地域に暮らすさまざまな人が、色々な趣味や得意分野を生かして、住みよい地域  
28 づくりに貢献できるよう、活躍の場やそのきっかけづくりに取り組みます。
- 29 ●誰もがができる応援の輪を広げられるよう、ボランティア参加の促進、コーディネ  
30 ートに努めます。

1 (ト) ともに暮らす地域づくり

2 ●住宅、道路、公園等については、良好な住環境の維持・保全・運営を図りなが  
3 ら、市全体の視点に立ったバランスの良い公共事業整備を推進します。

4 ●多様な市民がともに生き、心豊かに暮らすために、年齢、性別、国籍、障がいの  
5 有無等に対する偏見や差別が解消されるよう、心のバリアフリーを推進します。

7 (ナ) バリアフリー環境の整備

8 ●だれもが、住み慣れた地域で安全・快適に生活できるように、ユニバーサルデザ  
9 インに配慮した、人にやさしいまちづくりを推進します。

10 ●交通事故や犯罪、災害などから身を守るうえで、子どもや要援護者など社会的に  
11 弱い立場の人が、危険にさらされ取り残されることのないよう、安心・安全のま  
12 ちづくりに取り組みます。

14 (二) 健康づくりの推進と福祉の充実

15 ●個々のライフステージにおける生活の質がさらに向上するための支援に取り組み  
16 ます。

17 ●市民の健康維持・増進のための一次予防の重要性と早期発見・早期治療としての  
18 二次予防、重症化予防としての三次予防の強化に重点を置いた対策を推進しま  
19 す。

20 ●市民の主体性を重視し、市民自身の生活習慣改善能力を高めるような支援と、市  
21 民が自己の健康リスクに気づき主体的に健康づくりを継続していけるような支援  
22 体制づくり、環境整備をめざします。

23 ●行政機関を中心に、医療機関や関係団体、学校、企業、区・自治会組織等さまざ  
24 まな団体との協働による効果的な保健施策の展開を図ります。

25 ●支援を必要とする人が、住み慣れた地域でできる限り自立した生活を続けること  
26 ができるよう、福祉・介護サービスの充実に努める とともに長期的な支援体制の  
27 構築に努めます。

28

29

30

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・ 社会福祉法 <社会福祉事業法 S 26 施行・社会福祉法に改名 H12 (2000) >  
3 R 3 (2021 改正)  
4 ・ 生活困窮者自立支援法 H27 (2015) 施行  
5 ・ 湖南省第 3 次地域福祉計画 R3 (2021) 改訂  
6 ・ 第 3 次湖南省地域福祉活動計画 H29 (2017 策定)  
7 ・ 健康こなん 21 計画【健康増進計画・食育推進計画 (第 2 次)】 H30 (2018) 策  
8 定  
9 ・ 湖南省自殺対策計画 H31 (2019) 策定  
10 ・ 第 2 次湖南省就労支援計画 H23 (2011) 策定

11

12

13



## 1 (5) 相談・救済・支援の充実

### 2 【現状と課題】

3 社会や経済が不安定になると、弱い立場にいる人ほど影響を受けやすく、貧困や  
 4 孤立、自殺などのリスクが高まる傾向があります。また近年は、部落差別、外国人  
 5 差別、障がい者差別、虐待、いじめ、DV、ハラスメント、ストーカーなど人権に  
 6 関わる相談が多様化しており、一人で複数の課題を抱えているケースも少なくあり  
 7 ません。被害者の状況を適切に把握して支援につなげる必要があります。相談者や  
 8 世帯での困りごとは、複合化しており、さまざまな理由からの引きこもりが長期化  
 9 している子を高齢の親が世話するという「8050問題」といわれるような問題も目立  
 10 ち始めています。だれもが利用しやすい相談窓口の設置とともに、関係機関・団体  
 11 との連携強化、相談に関わる職員のスキルアップが必要です。

12 支援が必要な人々が多いにも関わらず、湖南省で実施している女性の悩み相談、  
 13 人権擁護委員によるなんでも相談は人権相談の件数が少ないのが実状です。相談窓  
 14 口の啓発、周知が必要です。

15 さらに、人権侵害の被害者の援助に関する仕組みとしての人権救済の法整備が進  
 16 んでいない状況があります。法的措置を含め、実効性のある救済制度の早期確立を  
 17 広域団体と連携し今後も国に求めてく必要があります。

18 また、ハラスメントの取組では、啓発により権利尊重の意識を高め、ハラスメン  
 19 トに気づき、対処法などを知る機会を設けるとともに、相談しやすい環境づくりを  
 20 進める必要があります。

### 22 【取組の方向】

23 市民の立場にたった相談業務ができるよう専門的な知識や技能の習得など相談員  
 24 のスキルアップに努めます。また、市の担当職員や地域総合センター、民生委員な  
 25 どが、相談機関とのネットワークづくりを進め、地域住民の困難な状況の早期発見  
 26 と分析を行うとともに、相談者と窓口をつなぐ橋渡しの役割を担い、課題解決とそ  
 27 の後のフォローなど伴走型の支援を継続していくことが必要です。課題を抱える  
 28 人々は自ら相談に出向くことは困難であることも多く、相談場所、日時、相談員の  
 29 資質、相談業務の周知、地域への巡回や訪問による相談ニーズの掘り起こしなど、  
 30 相談窓口へのアクセスを容易にする工夫が必要です。

1 相談者自身が自己の権利を認識し、問題解決に立ち向かう力を持てるよう支援す  
2 ることを通して、自立して社会生活を営むことができるように支援を進めます。

### 4 ① 人権侵害の発見や防止体制の確立

#### 5 (ヌ) 人権侵害を見過ごさない意識の高揚

6 ●職員が高い人権意識を持ち、市民対応や共生のまちづくりを行うことができるよ  
7 う、職員を対象とした人権研修を実施し、それぞれの部署における市民サービス  
8 へ還元します。また、福祉、教育等に関わる職員等に対しては、専門性や人権侵  
9 害事象への対処能力を高めるための研修を実施します。

#### 10 (ネ) 対応体制の整備～的確な対応に向けて

11 ●市民が戸惑うことなく速やかに相談できるよう、相談・支援に関する制度や、各  
12 種相談・支援機関の情報を積極的に発信します。

### 14 ② 相談・救済・支援体制の充実

#### 15 (ノ) 相談体制の充実～気軽に安心して相談できる体制づくり

16 ●人権に関する様々な相談について、迅速かつ的確に対応できるように、各相談員  
17 や関係職員がそれぞれの職務に応じ、各種研修に積極的に参加し、スキルアップ  
18 に努めます。

19 ●行政、地域総合センター、関係機関・団体の連携によって、だれもがいつでも利  
20 用しやすい、市民の立場に立った人権相談窓口と相談体制の充実を図ります。

#### 22 (ハ) 支援体制の充実～日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて

23 ●健康で文化的な最低限度の生活を営む権利（生存権）を保障し、日常生活上の自  
24 立をはじめ社会的な自立や経済的な自立の支援を図ります。また、個別の必要に  
25 応じた支援ができるよう、関係機関等と連携しながら総合的な支援を行います。

### 26 ③ 関係機関・団体等とのネットワーク化

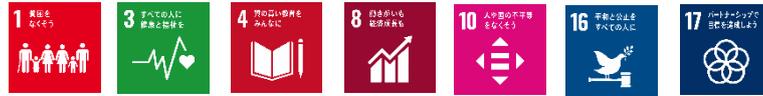
#### 27 (ヒ) 関係機関・団体等との連携

28 ●多様化・複雑化する人権問題を個別の機関だけで相談・支援の完結をすることは  
29 困難であるため、国、県、関係機関・団体などと相互の連携・協力を図ります。

- 1 ● 第 2 種社会福祉施設である地域総合センターのあり方について見直し、その機能
- 2 が十分発揮できるよう努めます。

## 1 5. 分野別施策

### 2 (1) 部落差別



#### 3 【現状と課題】

4 国は、日本国民の一部の人が、部落差別によって長い間、経済的、社会的、文化  
 5 的に低い状態に置かれることを強いられ、基本的人権が侵害されている問題を同和  
 6 問題とし、もっとも深刻にして重大な社会問題であるとして、地方公共団体と一体  
 7 となって、33年間にわたり特別措置法に基づく地域改善対策をはじめ、同和问题解  
 8 消に向けた取組を行ってきました。その結果、生活環境をはじめさまざまな面で存  
 9 在していた格差が大きく改善されるとともに、差別意識の解消に向けた教育および  
 10 啓発も着実に積み上げられてきました。

11 しかしながら、忌避意識による結婚差別などの心理的差別や生活実態に現れている  
 12 実態的差別として、部落差別が依然として存在しています。特に、インターネット  
 13 上では部落差別情報が拡散され、部落差別の事案が深刻な状況になっています。

14 このような状況を踏まえ、平成28年（2016年）に「部落差別解消推進法」が施  
 15 行されました。この法律は、部落差別は許されないものであり解消することが重要  
 16 な課題として、「相談体制の充実」「教育啓発の推進」「部落差別の実態の把握」等を  
 17 定め、部落差別の解消を推進し差別のない社会を実現するとしています。

18 「部落差別解消推進法」第6条を踏まえて実施された「部落差別の実態に係る調  
 19 査結果報告書」（令和2年（2020年）法務省）において、「部落差別が不当な差別  
 20 である」ことを知っているとした人が85.8%に達しているものの、交際相手や結  
 21 婚相手が被差別部落出身者であるか気にならないと回答した人は57.7%に留まり、  
 22 15.8%は「気になる」、25.4%は「わからない」と回答しています。部落差別は  
 23 「不当な差別」と知っているが、関係性が近くなると気にするという「本音と建て  
 24 前」があることが調査結果から明らかになっており、これこそが部落差別解消を困  
 25 難にさせている差別の根っこだといえます。

26 また、滋賀県「人権に関する県民意識調査」などから、「同和问题（部落差別）は  
 27 教えずにそっとしておけばなくなる」という考えかたが広くあることがわかってい  
 28 ます。部落差別は、生活の中で身近な人から口伝えされていることが明らかになっ  
 29 ており、正しく理解をする教育・啓発の場がなければ部落差別はなくなりません。

1 さらに、部落差別を解決するためには「部落に固まって住んでいるから差別される  
2 のであり、部落の人はあちこちに引っ越しをして分散すればよい」という考え方も  
3 非常に根強くあります。これは部落差別がある問題の責任を被差別部落住民に押し  
4 付ける考え方であり、憲法によって保障されている「居住移転の自由」を侵害する  
5 ものでもあります。差別の原因を捉え違っており、部落差別の解決方法としてはま  
6 ったく妥当ではありません。

7 湖南省人権総合計画策定にかかる市民調査報告書（2020年）では、「そっとして  
8 おけば、差別は自然になくなると思うか」という問いに対して、49.7%が「そう思  
9 わない」と回答したものの、34.7%が「そう思う」と回答しています。滋賀県「人  
10 権に関する県民意識調査報告書」（2017年）では同様の問いに対して、「そう思う」  
11 との回答は40.2%であり、湖南省の方が「そう思わない」と回答した割合が高い状  
12 況です。とりわけ、10歳代では「そう思う」との回答が17.3%に止まっており、  
13 学校での部落差別問題学習において、正しく学ぶことの大切さが一定程度伝わって  
14 いると考えられます。しかし、学校卒業後に学習の必要性に対する意識が約半数に  
15 とどまっていることから、職場や地域での研修への参加を促し、「学びなおし」を進  
16 める必要があります。

17 就職差別解消に向けて、公正採用の取組はある程度浸透しており、出身地を尋ね  
18 るなどの悪質な事例は少なくなっています。高校生の就職については進路保障協議  
19 会で精査できていますが、大学生の就職についてはそうした制度がなく、企業独自  
20 のエントリーシートに不適切な質問事項を書かされるケースもあり、課題が残って  
21 います。

22 湖南省においては、どこが同和地区であるかを確認する問い合わせ、差別的な落  
23 書きや発言などの事象が発生しており、部落差別解消へのさらなる取組が必要な状  
24 況です。これまで推進してきた、地域の人々がともに差別について考え、活動でき  
25 る組織づくりや広域での研究会、相談・交流事業の促進など、人とのつながりによ  
26 る反差別への共感の広がりを今後も大切にします。

27  
28  
29  
30

## 1 【取組の方向】

### 2 1 人権・同和教育の推進

3 ①市民一人ひとりが自らの問題として部落差別に対する正しい理解と認識をもち、  
4 差別意識や偏見を解消することができるよう、学校教育および社会教育の場にお  
5 いて、人権尊重の教育を一層進め、人権意識の高揚を図ります。

6 ②人権関係団体等との連携により、学習教材や研修の在り方を検証・改善し、部落  
7 差別をはじめとするあらゆる差別・偏見について自分との関わりを学び、権利擁  
8 護と差別解消に向けた行動ができる主体性を育成します。

### 10 2 啓発の推進

11 ①湖南省においても部落差別があることを喫緊の課題として、部落差別を許さず、  
12 解消に向けて進められてきた取組や取組を進めてきた人々の生き方について学  
13 び、周知を図ります。

14 ②正しく知ることの重要性と差別の不合理性などについて、広報・ホームページな  
15 ど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、啓発パンフレットの配布と活用など啓  
16 発活動に努めます。

17 ③部落差別の解消に向けて取り組んでいる機関・関係団体との情報交換・共有を通  
18 して、市民の意識やニーズを把握し、各種講演会・研修会を企画・実施します。

19 ④被差別部落の人々が発展させてきた日本の伝統芸能・工芸、産業、食文化などを  
20 はじめ、市民のさまざまな文化の交流や周知を図り、相互の理解と親善を深める  
21 取組を進めます。

22 ⑤地域の団体をはじめ企業や事業所など、公共性が高い組織などに部落差別解消に  
23 向けての研修の実施や参加を促し、人権意識の高揚を図ります。

24 ⑥官公庁や企業・事業所などに対して不当な要求や不法な行為を行い、結果的に部  
25 落差別問題の解決を妨げている「えせ同和行為」に対する正しい認識と適切な対  
26 応がなされるよう、啓発パンフレットなどを活用した啓発を行います。

### 28 3 支援の充実

29 ①被差別部落の現状やニーズの把握に努め、人権施策への反映と人権尊重のまちづ  
30 くりを進めます。

- 1 ②地域総合センターは、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として、地  
2 域住民の自立支援を行うとともに、交流学习や各種相談事業、文化活動等、部落  
3 差別解消にもつなげる活動の充実を図ります。
- 4 ③地域総合センターで培ってきた住民支援の方策を活かし、支援を必要とするあら  
5 ゆる住民の相談・訪問をはじめ、関係機関と連携した課題の解決を図ります。
- 6 ④人権問題の相談窓口を充実させるとともに、その周知を強化していきます。

7

#### 8 4 連携協働による取組の推進

- 9 ①部落差別に関わる結婚・就職差別、インターネット上の差別に迅速に対応できる  
10 よう、国や地方自治体の機関ならびに関係機関・団体などと情報交換を行い、相  
11 互の連携・協力を図ります。
- 12 ②地域総合センターを拠点に、被差別部落内外の住民が協力して自らのまちづくり  
13 を進めていくための協働関係を構築し、周辺地域と一体となった差別のないまち  
14 づくりを進めます。
- 15 ③地域福祉の充実に向けて、地域総合センター、社会福祉協議会、地域包括センタ  
16 ーなどの福祉関係機関が連携した取組を進めます。

17

#### 18 【主な関係法令および計画】

- 19 ・同和対策審議会答申 S40 (1965)
- 20 ・同和対策事業特別措置法 S44 (1969) 施行 (10 年時限法・3 年延長)
- 21 ・地域改善対策特別措置法 S57 (1982) 施行 (5 年時限法)
- 22 ・地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 S62 (1987)  
23 施行 (5 年時限法、5 年延長、一部 5 年再延長)
- 24 ・人権擁護施策推進法 H8 (1996) 施行
- 25 ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 H12 (2000) 施行
- 26 ・人権教育・啓発に関する基本計画 H14 (2002 年) 閣議決定
- 27 ・部落差別の解消の推進に関する法律 H28 (2016 年) 施行
- 28 ・湖南省企業事業所同和・人権啓発基本方針 (2008)
- 29 ・湖南省同和教育基本方針 (2006)

30

## 1 (2) 女性(男女共同参画)



## 2 【現状と課題】

3 女性は、社会における固定的な性別役割分担、経済状況、DV などの暴力、性教育  
 4 等の脆弱性などの影響により、社会的弱者となりやすい状況があります。特に、ひと  
 5 り親世帯のうち母子家庭においては平均世帯収入よりも収入がかなり低い状況があ  
 6 り、女性の就労、待遇の改善が大きな課題となっています。また、近年の女性就業率  
 7 の上昇などにより、更なる共働き家庭などの児童数の増加が見込まれるなか、放課後  
 8 の受け皿が不足することにより、子どもが小学校に入学するとこれまで勤めてきた仕  
 9 事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小1の壁」を打破するための支援が求  
 10 められています。

11 国は、平成 11 年（1999 年）に「男女共同参画社会基本法」を制定するととも  
 12 に、「男女雇用機会均等法」「女性活躍推進法」等で雇用分野の施策を、「配偶者から  
 13 の暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」等で女性への暴力防止に向けた施  
 14 策を推進してきました。

15 DV 被害については、高齢女性からの DV 相談が増加しているほか、障がいのある  
 16 人、外国人、男性、交際している間柄など DV 被害者が多様化している状況があり  
 17 ます。相談者ひとりが抱える問題が複合しており、DV 被害者の情報を保護しながら  
 18 必要な支援を行うためには、部署間の密な連携による支援および安心して相談でき  
 19 る環境づくりを進めるとともに、相談窓口について周知を図る必要があります。

20 その他、ハラスメント関連の法整備が進められていますが、ハラスメントの相談  
 21 窓口を外部に設置している企業は少なく、被害があっても相談がしづらい状況であ  
 22 るため、市の窓口が第 3 者機関的な役割を担っている部分があります。また本人が  
 23 ハラスメントに気づいていないことから、職場環境への悪影響が長引くケースも見  
 24 られます。啓発を通じて、ハラスメントへの早期対応、相談窓口の周知を促してい  
 25 く必要があります。

26 湖南省では、平成 29 年（2017 年）3 月に、男女共同参画計画と一体となる形で  
 27 「女性活躍推進計画」および「DV 防止に関する市町計画」を策定し、施策を進め  
 28 てきました。大規模災害発生時においても、災害リスクを軽減し、災害に強い社会  
 29 を構築するためには、男女共同参画社会の実現を含めた共助の精神が不可欠だとし  
 30 ています。

## 1 【取組の方向】

### 2 1 女性に対する暴力の防止（DV 防止法関連）

3 ①発達の段階に応じた性教育の推進や、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念の  
4 普及など、「私のからだは私のもの」であることについて理解を深める教育の推進  
5 に努めます。

6 ②家庭、地域、教育、働く場など、生活のあらゆる場面における女性等に対する暴  
7 力（DV やハラスメント）の防止に向けた啓発活動を進めます。

8 ③DV やハラスメントの被害者が気軽に相談できるよう、相談窓口の周知と相談員の  
9 スキルアップに努めます。

10

### 11 2 男女共同参画によるまちづくりの推進（男女共同参画社会基本法関連）

12 ①固定的性別役割分担意識の解消に向けて、市民や企業・事業所が男女共同参画社  
13 会についての理解を深められるよう啓発を進めます。

14 ②保育・学童保育の環境の整備・充実に取り組みます。

15 ③ひとり親家庭に対する助成、就労支援等を通じた経済的支援の充実に努めます。

16 ④女性をはじめ多様な市民のまちづくりへの参画が進むよう、各団体等へ働きかけ  
17 るとともに、女性のエンパワーメントを図ります。

18

### 19 3 女性活躍の推進（女性活躍推進法関連）

20 ①だれもが性別にかかわらず、自分の能力を発揮して働くことができる社会づくり  
21 に向け、ワーク・ライフ・(ケア・) バランス推進を図ります。

22 ②企業や団体の気運醸成や取組促進のため、啓発や情報提供に努めます。

23

## 24 【主な関係法令および計画】

25 ・雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用  
26 機会均等法）S47（1972）施行

27 ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 S60（1985）批准

28 ・育児休業、介護休業等に育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  
29 H4（1992）施行

30 ・男女共同参画社会基本法 H11（1999）施行

- 1 ・ ストーカー行為等の規制等に関する法律 H12 (2000) 施行
- 2 ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 3 H27 (2015) 施行
- 4 ・ 湖南省男女共同参画アクション 2017 計画 H29 (2017) 策定
- 5 ・ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 H30 (2018) 施行
- 6 ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法） R1
- 7 (2019) 改正
- 8 ・ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律 R2 (2020) 改正施行
- 9
- 10
- 11
- 12

## 1 (3) 子ども



## 2 【現状と課題】

3 核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済  
4 的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭  
5 を取り巻く環境は大きく変化しています。また、子どもへの犯罪、学校におけるい  
6 じめや不登校、インターネット等での有害情報の氾濫、非正規雇用の増加や若年無  
7 業者、ひきこもり等、深刻な問題が起きています。

8 国においては、「児童買春・児童ポルノ処罰法」「児童虐待防止法」「児童福祉法の一部  
9 改正」などの法整備が進められてきました。※ 令和 2 年(2020 年)4 月 1 日より改  
10 正児童虐待防止法が施行され、体罰の全面的な禁止が定められたことによりしつと  
11 いう理由の曖昧さがなくなりました。

12 湖南省でも児童虐待に関する相談件数については年々増加傾向にあります。湖南  
13 市における児童虐待の通報件数は令和元年度（2019 年度）465 件であり、なかで  
14 も心理的虐待が多く見受けられます。児童虐待の事案は家庭児童相談室を調整機関  
15 とし、子ども家庭相談センター、保健センター、園・学校、民生委員児童委員、福  
16 祉サービス事業所など関係機関が連携し、ケースに応じた支援を行っています。

17 また、子ども一人ひとりが健やかに成長することができる社会を実現するため、  
18 子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、令和 2 年（2020  
19 年）に「第 2 期湖南省子ども子育て支援計画」を策定し、社会状況の変化に対応し  
20 つつ、各計画と連携しながら、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指し  
21 ています。特に、発達に支援が必要な子どもや、外国にルーツをもつ子どもをはじ  
22 め、子育て支援のニーズが多様化しており、それぞれに対して丁寧に対応していく  
23 必要があることから、子ども家庭総合センターを公立園ごとに 4 箇所設置し、子育  
24 て相談が身近でできるようになっています。さらに、必要に応じて訪問を行うな  
25 ど、家庭児童相談室と保健センター、発達支援室と連携して支援を行っています。

26 湖南省で平成 30 年（2018 年）に実施された「子ども・子育て支援事業に係る基  
27 礎調査」結果より、子どもに関する施策として、「子どもを事故や犯罪の被害から守る  
28 ための対策の推進」「子育てのための経済的支援の充実」「小児救急医療体制の充実」  
29 が求められていることが明らかになっています。

30

## 1 【取組の方向】

### 2 1 子どもの人権を尊重する意識啓発

3 ①子どもの権利条約の理念と精神をもとにした子どもの権利、最善の利益の尊重に  
4 ついて、啓発活動に取り組みます。

5 ②子どもの権利学習を推進します。  
6

### 7 2 児童虐待防止

8 ①関係機関の連携による啓発活動、教職員や保育士などを対象とした研修の充実な  
9 ど、総合的な虐待の予防対策を推進します。また、各種健診（検診）などの機会  
10 を活用し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。

11 ②保護者等による虐待・体罰の未然防止に向けた啓発活動の充実を図ります。

12 ③虐待を受けた子ども達のケアだけでなく、虐待をしている人が抱える困難にも向  
13 き合い、子ども家庭総合センター支援拠点を中心に関係機関の連携のもと、包括  
14 的な支援と相談支援体制の充実を図ります。  
15

### 16 3 いじめや不登校の対応

17 ①不登校からひきこもりにつながることが多いことから、不登校傾向の児童・生徒  
18 への早期対応ができるよう、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー  
19 を活用した校内での教育相談機能の充実を図ります。

20 ②子どもの状況を見極め適切な対応ができるよう、学校園内に対策委員会などの組  
21 織を設置して取組を協議します。また、学校と教育行政機関の積極的な連携・協  
22 力を進めます。

23 ③子どもたちが安心して相談できる環境の確保に努めるとともに、子どもたち自身  
24 がいじめは許されない行為だという認識を持つことができるよう、仲間づくり活  
25 動を進めます。  
26

### 27 4 家庭や地域社会での参加

28 ①地域や社会教育団体と連携し、生活体験や自然体験などの活動を通して、子ども  
29 の豊かな人間性や社会性を育みます。

1 ②子ども会や児童館活動など、子どもたちが自主的・自発的に活動できる場や機会  
2 確保に取り組みます。また、どこの地域であっても子どもの居場所が確保できる  
3 よう、児童館事業の検討に努めます。

4 ③子どもが利用する施設において、子どもが運営の構成員として参加し、意見表明  
5 できることへの支援を進めます。

6

## 7 **5 自尊感情の育成**

8 ①子ども自身が自分の特性や状況が把握できるよう、学校や支援機関での支援を行  
9 います。

10 ②子ども自身が課題に気づき、改善のための意思決定ができるよう、子ども自身と  
11 の関わりによる問題解決を推進します。

12 ③子ども自身が達成感や成就感を持てるよう、あらゆる活動において、他の人のこ  
13 とに対して理解・共感すること、一人ひとりが活躍できる場面を設けます。

14

## 15 **6 子どもの貧困対策の推進**

16 ①教育の機会均等を保障するための施策の推進と周知を図ります。

17 ②貧困家庭が多いとされる外国人家庭やひとり親家庭の状況の把握に努め、適切な  
18 支援につなげます。

19 ③貧困の連鎖を断ち切るため、保護者に対する就労と生活の安定に向け、一人ひと  
20 りに寄り添った相談・支援を行います。

21 ④食事を通じて子どもと地域がつながる居場所づくりに努めます。

22

## 23 **7 ひとり親家庭への支援**

24 ①子育てと就業などの両立や安定的な就労と自立を図るため、生活支援および就労  
25 支援を推進します。

26 ②一人親家庭への支援制度について、各事業の周知に努め利用促進を図ります。

27

28

29

30

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・ 児童福祉法 S22 (1947) 施行H23 (2011) 改正
- 3 ・ 児童憲章 S26 (1951)
- 4 ・ 子どもの権利条約 (1989 年国連採択) (1994 年日本が批准)
- 5 ・ 児童虐待の防止等に関する法律H12 (2000) 施行・ R2 (2020) 改正
- 6 ・ いじめ防止対策推進法H25 (2013) 施行
- 7 ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律H26 (2014) 施行・ R1 (2019) 改正
- 8 ・ 子供の貧困対策に関する大綱 (2019)
- 9 ・ 滋賀県子ども条例H18 (2006) 施行
- 10 ・ 淡海子ども・若者プラン (2020)
- 11 ・ 滋賀県市町向けの子どもの虐待対応マニュアルR2 (2020) 改定
- 12 ・ 第2期湖南市子ども・子育て支援事業計画R2 (2020) 策定

## 1 (4) 高齢者



### 2 【現状と課題】

3 わが国では、2020年（令和2年）現在、人口の28.6%が65歳以上の高齢者で、  
 4 4人に1人が高齢者となっています。一人暮らしや高齢者夫婦のみの世帯の増加、日  
 5 中独居となる高齢者の増加など高齢者を取りまく生活環境は大きく変化しています。  
 6 さらに地域における交流の減少等により地域社会の機能が低下し、高齢者が孤立して  
 7 しまう現状があります。

8 「人生100歳時代」の到来といわれる現在、健康寿命の延伸により、就労、生涯学  
 9 習、地域への参画等さまざまな分野で100歳現役の活躍が期待されています。今後  
 10 は、従来からイメージされている高齢者像だけでなく、多様化が予測され、高齢者等  
 11 あらゆる市民が役割を持ち、一人ひとりの多様性を尊重し、助け支えあいながら暮ら  
 12 す社会の実現が望まれています。

13 しかし、湖南省でも高齢者への虐待の通報件数、認知症の相談件数が近年増加して  
 14 います。虐待に気づく周囲の意識を向上させ、早期発見し、地域で見守りをするこ  
 15 とで虐待防止につなげる必要があります。介護者の不安やストレスを減らすことも虐待  
 16 防止のためには必要ですが、介護サービスを活用することに抵抗があり、家族がサー  
 17 ビス利用をためらうケースもあります。また、認知症の相談も増えていますが、認知  
 18 症になっても地域で暮らし続けたいという本人や家族の思いに、周囲の理解が追いつ  
 19 いていない部分もあります。啓発により認知症への理解を深め、高齢者やその家族が  
 20 安心して過ごせる地域づくりを進めることが必要です。

21 湖南省では、2020年（令和2年）3月末時点で24.1%が高齢者で、2040年（令  
 22 和22年）には32.3%に達すると予測されます。特に75歳以上の高齢者割合が増加  
 23 してきています。このようなことから、令和3年（2021年）に「第8期湖南省高齢者  
 24 福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、「高齢者がいきいきと自分らしく、住み慣れ  
 25 た地域で安心して暮らせるまち湖南省」を基本理念に、高齢者が住み慣れた地域で心  
 26 豊かに健やかに暮らし続けられるよう取組を進めています。

### 28 【取組の方向】

#### 29 1 自立・生きがいづくりへの支援

30 ①高齢者一人ひとりが仕事や趣味等の生きがいを持ち、自分らしく暮らすことができ

- 1        るよう、就労や社会活動等の機会や場所の提供に努めます。
- 2        ②高齢者の自己決定権を尊重し、自立した生活を営むことができるよう、本人主体の
- 3        自立支援・重度化防止の推進に向けた取組を推進します。
- 4        ③年齢等に関わらず個人の能力に応じた働き方を実現し、高齢者が生活を維持してい
- 5        くための収入を確保するため、企業・事業所に対し多様な働き方についての啓発を
- 6        推進します。

## 7

## 8    **2 高齢者虐待防止**

- 9        ①市民に対して、高齢者虐待防止や認知症、介護サービスについての正しい知識の普
- 10       及・啓発を推進します。
- 11       ②虐待の早期発見に向けて、介護サービスに関わる職員等の資質向上を図るとともに
- 12       情報共有に努めます。
- 13       ③家族の介護負担を軽減するよう、サービスの適正な利用を促進します。
- 14       ④権利擁護、成年後見制度に関する情報提供と相談体制の充実を図ります。

## 15

## 16   **3 高齢者にやさしいまちづくりの推進**

- 17       ①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配
- 18       慮したまちづくりを推進します。
- 19       ②地域包括ケアシステムの機能強化、体制充実を図ります。また、医療と介護の連携
- 20       推進により、切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築に取り組みます。
- 21       ③専門職による介護サービス提供に加えて、地域での多様な担い手との連携により、
- 22       地域の特徴に応じた介護予防・生活支援サービスを推進します。
- 23       ④災害時の支援体制の強化を図ります。

## 24

## 25   **【主な関係法令および計画】**

- 26       ・老人福祉法 S 38（1963）施行
- 27       ・高齢者等の雇用の安定等に関する法律 S 46（1971）施行・H 22（2010）改正
- 28       ・高齢社会対策基本法 H 7（1995）施行
- 29       ・介護保険法 H 12（2000）施行
- 30       ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 H 18（2006）

- 1 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律H18（2006）施行
- 2 ・ 第 8 期湖南省高齢者福祉計画・介護保険事業計画 R 2（2021）策定
- 3
- 4
- 5

## 1 (5) 障がいのある人



## 2 【現状と課題】

3 障がいのある人も、ない人も平等に、基本的人権をもった一人の個人として、その  
 4 尊厳が大切にされ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を持っています。そ  
 5 のことが実現されるためには、わたしたち市民一人ひとりの意識と行動において、人  
 6 権の尊重を徹底し、障がいのある人が置かれている現状を理解し、皆が同じ権利を  
 7 享受することができるように努めていくことが必要です。

8 障がいのある人に対する施策は福祉サービスをはじめ、徐々に整いつつあるものの、  
 9 それぞれの人が望む暮らしが実現するには、まだ多くの課題が残されています。グル  
 10 ープホームなど地域における住まいの場の確保、一般企業における障がいのある人の  
 11 雇用への理解や受け入れの環境整備、就労支援事業所などの就労の場の確保、地域に  
 12 おける余暇活動の充実に向けた人材や活動の場の確保、ユニバーサルデザインのまち  
 13 づくりや障がいに対する理解の促進など、各分野にわたる幅広い取組を一層進めてい  
 14 く必要があります。

15 平成 28 年（2016 年）には「障害者差別解消法」が施行され、平成 31 年（2019  
 16 年）4 月には県の「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が施行されました  
 17 が、市民に対する認知度は高くはなく、広く周知、広報していくことが必要です。

18 湖南市では 2021 年（令和 3 年）に「第 3 次湖南市障がい者の支援に関する基本計  
 19 画みんなでとりくむつばさプラン」を策定し、施策の展開を図っています。また、全  
 20 国に先駆けて「発達支援システム」をつくり上げ、発達に支援の必要な人に対し、乳  
 21 幼児から学齢期・就労期までのライフステージに応じた切れ目のない支援体制を構築  
 22 しています。今後も「一人ひとりが自分らしくともに生きるまち 湖南市」を基本理  
 23 念に、各事業者、福祉、保健、教育、労働等の関係機関が連携するとともに、市民と  
 24 の協働の取組の中で、自立と共生の地域社会の実現をめざしていきます。

25

## 26 【取組の方向】

## 27 1 障がいに対する理解の促進

28 ①ノーマライゼーションの理念と障がいに対する正しい知識の普及・啓発に努めると  
 29 ともに、関係法の周知と合理的配慮の提供に取り組みます。

30 ②障がいのある人とない人との自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加し

1 やすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。また、当事者団体の  
2 活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援を行います。

3 ③障がいのある人が議論する場に参加しやすい工夫を行います。

4

## 5 **2 雇用・就労の推進**

6 ①福祉サービスの充実や、雇用環境の整備に向けた企業啓発、農福連携・林福連携の  
7 新たな取組への支援等を通じて、障がいのある人の、その人らしい就労を促進しま  
8 す。

9 ②障がい者就労施設等へ通所する障がいのある人の訓練機会の提供と、経済面の自立  
10 を図るため、施設等へ業務の委託や物品の発注に努めます。

11 ③障がいのある人が安定して働き続けられるよう、就労後に相談できる環境づくりな  
12 どの継続的な就労支援体制を構築するとともに、安定した生活の実現を支援します。

13

## 14 **3 社会参加の促進**

15 ①スポーツ活動やレクリエーション活動によって、障がいのある人の健康づくりや生  
16 きがづくりを支援します。

17 ②参加機会の確保、活動の周知、移動支援も含めた参加しやすい環境整備に取り組み  
18 ます。

19 ③障がいの特性に応じて、気軽に過ごせる居場所づくりや、参加しやすいきっかけづ  
20 くりについて検討します。

21 ④意思疎通のしづらさのある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコ  
22 ミュニケーション支援を充実させます。また、地域交流できる環境づくりと、近隣  
23 住民の理解を促進します。

24

## 25 **4 福祉サービスの充実**

26 ①障がいのある人が、住み慣れた地域での生活を継続できるよう住まいの確保を促進  
27 するとともに、「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を  
28 促進します。

29 ②各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に積極的な情報提供に努め、  
30 その適切な利用を促進します。

1 ③より一層の福祉サービスの充実を図るとともに、ピアサポートの活用等、社会状況  
2 の変化に合わせた多様なニーズを把握し応える支援体制を強化します。

3 ④福祉サービスに携わる人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいの  
4 ある人への支援体制を強化します。

5 ⑤権利擁護事業、成年後見制度の周知と利用促進を図ります。

## 7 **5 障がい児支援の充実**

8 ①乳幼児期から成人期までの多様な発育と発達を個別に支援できる、切れ目のない支  
9 援の仕組づくりを推進します。

10 ②支援を必要とする子どもを早期に発見し、適切な支援に結び付けられるよう、さら  
11 なる情報提供の充実や制度の周知に努めます。

12 ③インクルーシブ教育の拡充により、障がいのある子ども達への支援とともに、子ど  
13 も達全体への福祉教育を充実させ、障がいへの理解促進と共生社会実現への意識を  
14 醸成します。

15 ④障がいのある子どもの、放課後や長期休業時の保育・居場所等について、学童保育  
16 所や日中一時支援事業、放課後等デイサービスによる対応を充実させます。

## 18 **6 障がいのある人にやさしいまちづくりの推進**

19 ①住み慣れた地域の中で、安全で快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配  
20 慮したまちづくりを推進します。

21 ②障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴  
22 走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

### 24 **【主な関係法令および計画】**

- 25 ・身体障害者福祉法 S 25 (1950) 施行
- 26 ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 S 25 (1950) 施行
- 27 ・知的障害者福祉法 S 35 (1960) 施行
- 28 ・障害者の雇用の促進等に関する法律 S 35 (1960) 施行
- 29 ・障害者基本法 S 45 (1970) 施行
- 30 ・障害者の権利に関する宣言 S 50 (1975)

- 1 ・ 発達障害者支援法 H17 (2005) 施行
- 2 ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 H18 (2006) 施行
- 3 ・ 障害者虐待防止法 H24 (2012) 施行
- 4 ・ 障害者総合支援法 (2013 名称変更)
- 5 ・ 障害者の権利に関する条約 (2014)
- 6 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (2016)
- 7 ・ 湖南省第 3 次地域福祉計画 (2017)
- 8 ・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 (2019)
- 9 ・ 第 3 次湖南省障がい者の支援に関する基本計画 (2021)

10

11

## 1 (6) 外国人



### 2 【現状と課題】

3 外国人の多くは非正規社員として働く人が多く、経済的な影響を受けやすい状況  
 4 にあります。特に今回のコロナ禍では、生活が苦しくなった人への貸付金の相談の  
 5 多くが外国人市民からとなっています。さらに、新型コロナウイルス感染症拡大初  
 6 期には、「ウイルスを持ち込んだのではないか」と思われるなど、外国人であるとい  
 7 う理由で肩身の狭い思いをしたという相談もありました。社会が不安定になると、  
 8 弱い立場の人へその影響が強くなることを認識することが重要です。

9 教育現場では、親の仕事の都合による引っ越しが多く、子どもの教育環境が安定  
 10 しないことが課題としてあがっています。また、日本に定住する人が増え、DV相  
 11 談や障がい、介護などの福祉サービスを必要とする人も今後増えてくることが予想  
 12 されます。わかりやすく制度を伝えること、言語対応を適切に行っていくことが必  
 13 要になっています。

14 本市で生活する外国人は、令和3年（2021年）1月1日現在、3,317人で、総  
 15 人口の6.03%と県内において最も高い状況です。国籍をみると、ブラジル(1531  
 16 人)、ベトナム(566人)、ペルー(356人)と本市においても多国籍化がすすんでいま  
 17 す。特に技能実習生等でベトナムを中心に東南アジアからの外国人が増えていま  
 18 す。

19 湖南市内企業においても、雇用を更新しない「雇止め」が起きており、収入や今  
 20 後の生活設計が不安定になりがちです。また、SNS等を通じた不正確な情報の流布  
 21 もあり、外国人市民への適切な情報提供、相談体制の強化と企業への働きかけが必  
 22 要です。日本語での情報共有が難しい人が多いなか、市役所ではポルトガル語通訳  
 23 を配置するほか、翻訳機やウェブ会議システムでの通訳を導入するなどして対応し  
 24 ています。広く生活に必要な情報、災害などの非常時の情報が正確かつ十分に伝  
 25 えることに課題があります。また、災害時の外国人支援については地域との連携・  
 26 協働が今後の課題です。

## 1 【取組の方向】

### 2 1 交流やコミュニケーション機会の充実

3 ①言語や年代に関わらず同じ情報を共有できるツールとして、「やさしい日本語」の  
4 活用促進を図ります。また、場面や対象に応じ、多様な情報媒体によるわかりや  
5 すい情報発信に努めます。

6 ②地域で生活するなかで、言語や文化、習慣の違いによって「心の壁」が生じるこ  
7 とのないよう、外国人市民が日本語や日本の文化を学ぶ機会を提供します。

8

### 9 2 生活支援の充実

10 ①外国人労働者に対して不法な就労や不当な取り扱いがされないように、企業・事  
11 業所等に対する啓発や、外国人市民への労働関連情報の提供に努め、適正就労を  
12 推進します。

13 ②安心して生活に関わる相談ができるよう、ポルトガル語の通訳者配置、国際協会  
14 との連携、翻訳機の利用、ウェブ会議での相談を継続して行います。

15 ③日本語支援の必要な子どもに対する適応指導や学習支援を行うとともに、母語や  
16 母国文化を学習する機会を提供することで、将来、多文化共生を推進できるリー  
17 ダー的な人材を育成します。また、外国にルーツを持つ子どもやその保護者に対  
18 する進学のための情報提供に努めます。

19 ④災害時に外国人市民が情報弱者とならない仕組みづくりに努めます。また、災害  
20 に対する知識と防災意識の高揚を図り、災害時に共助の担い手となる外国人市民  
21 の育成に取り組みます。

22

### 23 3 多文化共生の地域づくり

24 ①外国人市民が地域社会の構成員として、語学力や知識、国際感覚など自己の能力  
25 を発揮しながら参加できるよう施策を推進します。

26 ②市民、企業・事業所、団体などを対象に、さまざまな機会を捉えて継続的に多文  
27 化共生の意識向上に向けて啓発を行います。

28 ③市内に滞在・在住する外国人との言語や食文化、芸能などさまざまな交流活動な  
29 どを通じて、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります。

30

1 **【主な関係法令および計画】**

- 2 ・ 国際人権規約  
3 ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律  
4 (ヘイトスピーチ解消法)  
5 ・ 出入国管理及び難民認定法  
6 ・ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特  
7 例法  
8 ・ 湖南省多文化共生社会の推進に関する条例  
9 ・ 湖南省多文化共生推進プラン～With Konan Plan II～ (2017 策定)

10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30

## 1 (7) 感染症、患者



### 2 【現状と課題】

3 誤った情報や知識から、ハンセン病患者やエイズ患者・HIV感染者等に対する差  
4 別や偏見が存在したことから、さまざまな教育・啓発が行われてきたところで  
5 す。しかし、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、患者やその家族、医療従事  
6 者、宅配業者などへの差別が起こっています。これまで以上に、正しい情報や知識  
7 の普及啓発に努め、差別や偏見を解消していかなければなりません。

8 近年の診断技術や治療方法の進歩により、疾病における生存率が向上しているこ  
9 とから、働きながら治療を進める人々が増加しています。疾病を抱える労働者の中  
10 には、「仕事のために適切な治療が受けられない」「職場の理解・支援体制の不足に  
11 より離職に至る」などの問題が生じています。今後は、労働力の高齢化が進むこと  
12 が見込まれる中で、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となっ  
13 ています。

14 そのため、平成 28 年（2016 年）に厚生労働省から、「事業場における治療と職  
15 業生活の両立支援のためのガイドライン」が公表されました。がんや糖尿病などの  
16 生活習慣病、精神疾患等を治療しながら、就労や就学が継続できるよう、理解と取  
17 組が必要とされています。

18

### 19 【取組の方向】

#### 20 1 正しい知識の普及啓発

21 ①患者やその家族等への差別や偏見をなくすため、ハンセン病、エイズ、新型コロ  
22 ナウイルス感染症等の感染症に対する正しい知識の普及啓発に努めます。

#### 23 2 就労・社会参加への支援

24 ①治療での通院や服薬、体調管理などが必要な人々が、継続して就労できるよう、  
25 関係機関と連携しながら、就労機会の確保や環境整備、企業啓発に努めます。

26

### 27 【主な関係法令および計画】

- 28 ・らい予防法の廃止に関する法律（1996 施行）
- 29 ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（1999 施行）
- 30 ・ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（2001 施行）

- 1 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（2009 施行）
- 2 ・厚生労働省「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」
- 3 平成 28 年（2016 年）
- 4 ・健康こなん 21 計画【健康増進計画・食育推進計画（第 2 次）】（2018 策定）
- 5 ・ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（2019 施行）
- 6
- 7

## 1 (8) 性の多様性



## 2 【現状と課題】

3 国内外での調査・研究において、人口の5%前後は性的マイノリティ（少数派）  
 4 であることが推定されており、近年は「LGBT」という言葉も知られるようにな  
 5 ってきました。（L＝レズビアン・女性同性愛者、G＝ゲイ・男性同性愛者、B＝バ  
 6 イセクシュアル・両性愛者、T＝トランスジェンダー・体の性別とは異なる性別で  
 7 生きる人）LGBTのほかに、他者を恋愛の対象にしない人（無性愛者）や性自認  
 8 が男性か女性かはっきりしない人など、性のあり方は多様であり、性的指向・性自  
 9 認・性表現は人によって異なります。

10 近年は、性に関わる課題をLGBTなど特定の人々にのみ配慮が必要な課題では  
 11 なく、SOGI（Sexual Orientation and Gender Identity＝性的指向および性自  
 12 認）としてすべての人の多様な性を尊重していくという意味の言葉も知られるよう  
 13 になってきました。

14 しかし、これまでの習慣、性別に関わるイメージや決めつけ、誤りや偏った情報  
 15 などにより、いじめや不登校、自傷行為、自殺率の高さなど、性的マイノリティを  
 16 めぐる課題が明らかになっています。

17 このような現状を踏まえ、学校教育では性的多様性に関する学習を進めており、  
 18 その理解が進みつつあります。また、国、地方自治体、企業等での取組も始められ  
 19 っていますが、地域や職場など社会において、性的マイノリティに対する偏見や性の  
 20 多様性に対する無理解により、当事者が多くの困難に直面している状況がありま  
 21 す。

22 性的マイノリティを取り巻く状況が人権課題であることを認識し、性別・性自  
 23 認・性表現・性的指向にかかわらず、自分らしく生きることが尊重される社会の実  
 24 現に向けて、多様な性について学ぶことで理解し、偏見を払拭していくことが必要  
 25 です。

26 湖南省では、関係団体と連携し、啓発パンフレットの作成・配布、広報こなんや  
 27 ホームページで啓発を行っています。

28

29

30

## 1 【取組の方向】

### 2 1 人権教育の推進

- 3 ①教職員・自治体職員など、教育を進める立場の者の性の多様性に対する正しい理  
4 解を進めるため、性に関する基本的な知識をはじめ国際的な動向、学校等での対  
5 応について研修を行い、資質を高めます。
- 6 ②個々の多様性を尊重し、あるがままの存在を認める肯定的なメッセージを内面化  
7 させるため、学齢期の早い段階から性の多様性について考える機会を設けます。
- 8 ③あらゆる場所で性の多様性を学ぶ教育実践を推進し、教える必要性を共有すると  
9 ともに教育内容の充実を図ります。
- 10 ④性別に違和感を持っている児童生徒が抱える問題に対する配慮、対応の充実をは  
11 かります。

12

### 13 2 啓発の推進

- 14 ①学校の図書館や保健室、市内公共施設などにLGBTに関する書籍を置いたり、  
15 ポスターを掲示するなど、当事者はもとより市民の情報獲得の機会を作ります。
- 16 ②広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発をはじめ、講演会・研修会  
17 などの開催、啓発パンフレットの配布と活用など啓発活動に努めます。

18

### 19 3 支援の充実

- 20 ①広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。
- 21 ②関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図ります。

22

### 23 4 連携協働による取組の推進

- 24 ①教育、就労、医療、公共サービスなどさまざまな場面での困難を解消するため、  
25 関係課における相談体制の確立と情報交換、支援方策の検討を推進します。

26

## 27 【主な関係法令および計画】

- 28 ・人権教育・啓発に関する基本計画（2002）
- 29 ・性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（2004）
- 30 ・自殺総合対策大綱（2012 改正）

- 1 ・第4次男女共同参画基本計画（2015）
- 2 ・文部科学省通知「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するき
- 3 め細やかな対応等の実施について」（2016）
- 4 ・男女雇用機会均等法（2017 改正）
- 5 ・いじめ防止対策推進法（2017 改正）

6

7

## 1 (9) インターネットと人権



### 2 【現状と課題】

3 パソコン、スマートフォン、タブレットなどの多様な通信機器の普及により、幼  
4 児から高齢者まで幅広い年代の人々がインターネットを広く利用するようになりま  
5 した。また、SNSやアプリの活用によりコミュニケーションの幅が広がっていま  
6 す。

7 一方で、ネット上でのいじめ、児童ポルノ・リベンジポルノ被害、個人情報の無  
8 断掲載・流出、デマ情報の拡散、著作権侵害、性犯罪など、さまざまな問題が引き  
9 起こされています。ネット上の匿名性を悪用した差別情報の投稿や偏見・デマの拡  
10 散などによって、部落差別、外国人差別、障がい者差別、新型コロナウイルス感染  
11 症に関わる差別などが生じており、深刻な状態になっています。

12 自分自身が被害に巻き込まれないようにすること、他人の人権を侵害することに  
13 ならないようインターネット利用上の正しい知識を身につけるとともに、ネット上  
14 での情報収集や情報発信には責任を持たなければなりません。

15 人権侵害や名誉棄損、差別を助長する書き込みや写真、動画などについては、「削  
16 除依頼」「サイト管理者・プロバイダへの通報」「警察署・法務局での相談」などを  
17 行い、適切に対処する必要があります。

18 湖南省では、滋賀県市町人権問題連絡会を通じ、インターネット差別書き込み対  
19 策防止のための啓発会議に加入し、県内各自治体・人権団体などと連携し、対策を  
20 協議しています。

21

### 22 【取組の方向】

#### 23 1 啓発の推進

24 ①被害者にも加害者にもならないよう、インターネット利用上の危険性や安全な利  
25 用方法について、広報・ホームページなど各種情報媒体を活用した啓発を行いま  
26 す。

27 ②ネット上での人権侵害等の被害にあった場合の相談や削除依頼などの対処方法に  
28 ついて、各種情報媒体を活用した啓発を行います。

29 ③広報・ホームページなどでの相談窓口情報の提供と周知を図ります。

30

## 1 2 連携協働による取組の推進

- 2 ①関係機関・支援団体などと連携して相談体制の強化を図ります。
- 3 ②法務局をはじめ県内自治体や関係団体との情報交換と対応の要請を行います。

4

### 5 【主な関係法令および計画】

- 6 ・特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法
- 7 律（プロバイダ責任制限法）[H13（2001）施行・R2（2020）改正](#)
- 8 ・個人情報の保護に関する法律[H15（2003）施行・R2（2）](#)・プロバイダ責任制限
- 9 法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン（2018改訂）
- 10 ・プロバイダ責任制限法 発信者情報開示関係ガイドライン（2020改訂）

11

12

13

## 1 (10) 災害時の人権



### 2 【現状と課題】

3 東日本大震災において、緊急避難の過程で高齢者や障がいのある人が多く犠牲に  
4 なってしまったことが明らかになりました。これまで、自然災害に必要とされるの  
5 は人道的援助の提供であると考えられてきたため、人権保護の観点での被災者支援  
6 が十分ではなかったといえます。

7 災害時には「避難生活でプライバシーが守られない」「デマ・風評などによる差別  
8 的な言動」「避難生活の長期化によるストレス・病気の悪化」「要配慮者に対する配  
9 慮不足」などの人権侵害が生じています。

10 災害時において、社会的に弱い立場にある人々がより一層厳しい状況に置かれる  
11 ことがあるということを踏まえ、特別な支援や配慮が必要な人たちの存在に対する  
12 認識を確立するとともに、人権確保の視点に立った被災者支援を進める必要があり  
13 ます。

14 湖南省では、地域の防災リーダーとして、防災士の育成を進めており、現在その2  
15 割程度が女性となっています。今後も、各区への働きかけなどを通じて、女性防災士  
16 の育成に努めるとともに、障がいのある人、外国人、子どもなど多様な人材の地域活  
17 動への参画を進め、地域住民で減災に向けた取組を進める必要があります。

### 19 【取組の方向】

#### 20 1 防災計画の充実

21 ①防災対策の検討過程等における女性や障がいのある人の参画の推進、避難所生活  
22 等における要配慮者の視点を踏まえた対応を位置づけた防災計画を策定します。

#### 24 2 被災者支援の充実

25 ①被災者の権利と尊厳を損なわないスフィア基準を満たした避難所の運営に努めま  
26 す。また、介護・通訳ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ態  
27 勢の整備に努めます。

28 ②通常の避難所での共同生活が困難な要配慮者の受け入れ先として、バリアフリー  
29 化に配慮した福祉避難所の確保を行います。

1 ③地域・近隣住民同士での援助が進められるよう、平常時から要配慮者（高齢者、  
2 障がいのある人、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等）への理解と啓発、情報  
3 把握を行い、共助の体制づくりを推進します。

4

#### 5 【主な関係法令および計画】

- 6 ・災害対策基本法 S36 (1961) 施行 R 3 (2021) 改正
- 7 ・防災基本計画H28 (2016) 改訂
- 8 ・湖南省地域防災計画H31 (2019) 修正
- 9 ・湖南省福祉避難所開設・運営マニュアルH31 (2019) 改訂

10

### 11 (11) 個人情報の保護



#### 12 【現状と課題】

13 現代社会では、個人情報を利用した様々なサービスが提供されています。平成 17  
14 年(2005年)4月「個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、行政機関はもと  
15 より、事業者にも個人情報の適正な取り扱いが義務づけられました。

16 個人情報は、個人の人格を尊重するという理念のもと、慎重に取り扱う必要があ  
17 りますが、個人情報の盗用・流出事件が後を絶ちません。行政はより一層個人情報  
18 の適切な管理に努めるとともに、市民や企業・事業所に対し、個人情報保護の重要  
19 性について啓発していく必要があります。また、不必要な個人情報の収集について  
20 見直しが必要です。

21

#### 22 【取組の方向】

- 23 ①個人情報保護制度をもとに、情報の収集と人権侵害についての啓発を進めます。
- 24 ②個人情報の漏洩、流出に対する通報・相談窓口の充実と周知を強化します。

25

#### 26 【主な関係法令および計画】

- 27 ・湖南省個人情報保護条例 H16 (2004) 施行
- 28 ・個人情報の保護に関する法律 H15 (2003) 施行・R 2 (2020) 改

29

## 1 (12) さまざまな人権の尊重



### 2 ①独自の歴史・文化を持つ人々

3 湖南省では、アイヌや沖縄、在日コリアンなど、独自の言語、文化、アイデンテ  
4 イティを有する市民が共に生活しています。

5 アイヌの人々は、日本列島北部周辺、主に北海道に独自の言語や伝統的な儀式・  
6 祭事、多くの口承文学（ユークラ）など独自の文化を育んできた日本の先住民族で  
7 す。近世以降のいわゆる同化政策などにより、その歴史や文化の十分な保存・伝  
8 承、国民的な理解が図られていません。そのため、就職や結婚などにおいて偏見や  
9 差別が依然として存在しています。

10 アイヌの人々をはじめ、さまざまな民族の人々の誇りが尊重される社会を実現に  
11 向けて、民族の歴史や文化に対する理解と認識を深めるための啓発活動、相談・救  
12 済活動を行います。

13

### 14 【主な関係法令および計画】

15 ・アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法  
16 律（H9（1997）制定 H31（2019）廃止）

17 ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律  
18 H31（2019）施行

19

### 20 ②刑を終えて出所した人

21 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、住居の確保や就  
22 職で多くの困難や差別に直面しており厳しい状況にあります。社会復帰を目指す  
23 人々が地域社会の一員として円滑な社会生活を営むためには、本人の更生意欲だけ  
24 ではなく、家族・職場・地域社会の理解と協力が必要です。

25 これらの人々に対する偏見や差別をなくすため、「社会を明るくする運動」に取り  
26 組むとともに、更生保護の啓発活動、社会復帰と自立支援に必要な相談活動やサポ  
27 ート体制づくりを行います。

28

### 29 【主な関係法令および計画】

30 ・再犯防止等の推進に関する法律「10の再犯防止アクション宣言」H29（2017）

1 ・「再犯防止推進計画」「再犯防止推進計画加速プラン」 [H31 \(2019\)](#)

### 3 ③犯罪被害者とその家族

4 犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症など直接的な被害のほか  
5 に、プライバシーが侵害されたり、うわさや中傷などにより傷つけられたりするな  
6 どの二次的な被害により、生活が脅かされている状況があります。

7 犯罪被害者等の人権に対する配慮と保護を目的に、「犯罪被害者週間」（毎年 11 月  
8 25 日から）を中心に、現状理解やプライバシーへの配慮など、市民に理解を深める  
9 活動に取り組みます。

#### 11 【主な関係法令および計画】

12 ・犯罪被害者等基本法 [H16 \(2004\) 施行](#)

13 ・犯罪被害者等基本計画 [H17 \(2005\)](#)

### 15 ④ホームレス

16 失業や家族不和などのやむを得ない事情でホームレスとなった人々に対して、偏  
17 見や差別が根強く存在しており、嫌がらせや暴行を加えるなどの事象が発生してい  
18 ます。また、福祉や医療などのサービスを受けにくく、健康状態が悪化したり、高  
19 齢化によって求職活動が困難になったりしている状況があります。

20 ホームレスの人々が置かれている困難な状況に対する理解を深めるための啓発活  
21 動を行います。また、ホームレスの人々の自立を図るため、関係機関の連携を推進  
22 し、就業機会や居住場所の確保などの支援を行います。

#### 24 【主な関係法令および計画】

25 ・ホームレスの自立支援等に関する特別措置法 [H14 \(2002\) 施行](#)

26 ・ホームレスの自立支援等に関する基本方針 [H15 \(2003\)](#)

### 28 ⑤北朝鮮当局による拉致被害者

29 北朝鮮当局による日本人拉致は、日本の主権侵害であるとともに、生命と安全に  
30 かかわる重大な人権侵害です。

1 拉致問題等についての正しい知識の普及を図り、市民の関心と認識を深めるため  
2 の啓発を行います。

3

#### 4 【主な関係法令および計画】

5 ・拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律 H18

6 (2006) 策定

7 ・人権教育・啓発に関する基本計画

8 H14 (2002) 閣議決定・H23 (2011) 一部変更

9

#### 10 ⑥人身取引

11 人身取引とは、暴力・脅迫・誘拐・詐欺などの手段によって支配下に置き、性的  
12 サービスの強要や強制労働などの目的で利益を得る犯罪です。被害者の多くは社会的  
13 的・経済的に弱い立場にある女性、外国人技能実習制度を利用して来日した外国人  
14 です。

15 人身取引は、深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、その被害の回復は困難を極  
16 めます。人道的な観点から迅速・的確な対応が必要です。警察署・出入国在留管理  
17 局をはじめ、法務局、支援団体等による通報・相談窓口の周知を図ります。また、  
18 インターネットや多言語での情報発信、相談事業を展開します。

19

#### 20 【主な関係法令および計画】

21 ・「人身取引対策行動計画」 H16 (2004) 策定

22 ・「人身取引対策行動計画 2009」 H21 (2009) 改訂

23 ・「人身取引対策行動計画 2014」 H26 (2014) 改訂

24

25

#### 26 ⑦東日本大震災に起因する差別

27 平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災は、東北地方太平洋沖地震による  
28 災害および地震と津波に伴い発生した東京電力福島第一原子力発電所事故による甚  
29 大な被害が生じた未曾有の大災害です。多くの命が犠牲となり、生活・働く場が奪  
30 われただけでなく、原子力発電所の事故によって被災地の農業・水産業は風評被

1 害を受け、避難先での被災者に対する誹謗・中傷などの差別が起きるなど、人権侵  
2 害の被害はより深刻なものになりました。

3 同事故に伴う風評に基づく偏見、差別が今なお続いています。被災地の現状や放  
4 射能に関する情報について正しい理解に努めなければなりません。

5 避難している被災者に対する救済に関わる情報提供、人権侵害等の相談窓口の周  
6 知を図ります。また、放射線および被災者生活支援等の施策に関する市民の理解を  
7 深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法など  
8 に関して学ぶ機会を設けます。

9

#### 10 【主な関係法令および計画】

11 ・東日本大震災復興基本法 [H23 \(2011\) 施行](#)

12 ・福島復興再生特別措置法 [H24 \(2012\) 施行](#)

13 ・東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支  
14 えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律 [H24 \(2012\) 施  
15 行](#)

16

17

18

19

20

21

22

23

24

25

26

27

28

29

30

## 6. 総合的な施策の推進

### (1) 庁内における推進体制

市の人権関連施策を総合的かつ効果的に推進するために、「湖南省人権対策推進本部」を活用し、関係部署相互の一層の連携・協力を図るとともに、各部署では、この計画の趣旨を十分踏まえ、諸施策を実施します。

また、市行政のあらゆる分野で人権尊重の視点に立った行政が推進されるよう、各部署に「人権対策小委員」を設置し、市の施策の点検を行います。

### (2) 市民との協働による施策の推進

人権尊重の社会づくりには、市民一人ひとりの行動が不可欠です。市民が、人権を日常の問題として主体的に考え、学び、行動することを尊重し、家庭、地域、学校、企業・事業所などあらゆる場において、市民との協働により人権施策を推進します。

また、情報・学習機会の提供や、啓発資材の貸し出し等を行い、人材の養成に努めます。

### (3) 関係機関・団体との連携

人権尊重の社会づくりには、関係機関、関係団体との協力が必要です。人権施策の取り組みをより効果的なものとするため、国・県などの関係機関と連携・協力を図ります。

また、人権に関わる活動や各分野で多様な活動を展開している関係団体・関係機関と幅広い連携・協力を進めます。

### (4) 進行管理および見直し

人権問題に深く関わる関係者などで構成される人権擁護審議会により、計画の検討、見直しなどを行っていきます。この計画に掲げた内容については、点検による取組状況の把握などを行います。

意見者 属性	意見内容		検討結果
人権擁護審 議会 (第1回部 落差別問題 部会)	1	高校進路状況調査について 人権センターが13年前から県内すべての高校、通信、定時制、特別支援学校対象に調査している。100%近い回収率調査。2019年調査より、2020年度中退率増え、被差別地域の子どもの進学の多い短大減。4年制大学は平均25%前後の進学率。	
	2	湖南省の地区の進学の課題は。→データとしては持っていない。甲賀市湖南省の職業対策連絡協議会の進路保障部会で進学率、就労の実態調査を過去にしていたが、ここ何年か実施できていない。	
	3	<p>連携協働の推進②「被差別部落内外の住民が協力して自らのまちづくりを進めていくための協働関係を構築」という部分について、地域総合センターを拠点に地域内外の共通の接点を見つける、そういった視点が大事。</p> <p>2つ目、それをもとに創意工夫した差別の実態の調査も必要。</p> <p>3つ目、実態把握による人権施策への提起、人権まちづくりの方向転換をしていくことが大事。今まで隣保館が取り組んできたワンストップ機能、要するに隣保館に来たら、いろんなところにつなげてもらえて、住民が困らない。今までは被差別部落を中心にしてきたことを、周辺地域を含めた、そういったまちづくりへの方向転換というも必要</p>	<p><b>分野別施策1.部落差別【取組の方向】</b></p> <p>4 連携協働による取組の推進② に記載</p> <p>3 支援の充実①に「現状やニーズの把握」記載</p> <p>3 支援の充実③に記載</p>
	4	相手が部落出身である・部落外であるとかいろいろな役割を、顕在化して協働することは、まちづくりだけでなく、偏見解消とか差別意識の払拭にも、効果はあるのではないか。そういう接触の機会を、いかに増やしていくか。部落出身の人が、部落差別をやめましょうという啓発する立場で、部落外の人に接触することも必要かというそうではない。全然違う場面で接触することで、偏見解消に効果がある。まちづくりの場面は、具体的な場面なので、そういう点でも重要なと思う。	<p><b>分野別施策1.部落差別【取組の方向】</b></p> <p>2啓発の推進 ③に記載</p>

5	社会福祉協議会と事業面での連携、地域包括センターとの情報共有で、よりよい地域福祉、地域のまちづくりもできるのではないかと。そういったところの連携も入れていただきたい。	分野別施策1.部落差別 【取組の方向】 4 連携協働による取組の 推進③ に記載
6	隣保館は話を聞いてくれるセンターになってほしい。部落差別については意見を聞いてもらう場がある。でもそれ以外の、他のいろんな差別やいじめと立ち向かっている人が同じように意見が聞いてもらえるかという、そうではない。(差別が)多様化しているのなら、部落差別を始め、今まで声を上げられなかった人の声を聞ける場所になって欲しい。	分野別施策1.部落差別 【取組の方向】 3 支援の充実 ③に記載
7	多様性の問題も含め、多様性を踏まえた隣保館活動が大事。隣保事業の重要な基本事業に相談がある。相談事業を具体的にどうしていくのか。アウトリーチ機能、訪問も大事なので、アウトリーチについても入れていただきたい。	(5)「相談・救済・支援の 充実」に記載
8	(6)分野別施策の【現状と課題】で部落差別解消推進法を踏まえ、国の実態調査が行われている。滋賀県も県民意識調査をしている。調査では、「寝た子を起こすな」理論というのがかなりあり、啓発の必要がある。また、(差別が)あることはあるとして、きっちり市として、言っていくべきことだと思う。歴史的経過の説明、湖南省でも差別が存在するというのも含めて、市民啓発を。差別事件、差別発言が出てきている状況も踏まえ、教育啓発が大事ではないか。啓発の推進のところ。	分野別施策1.部落差別 【取組の方向】 2「啓発の推進」①に記載
9	2019年の国の調査結果で、部落差別に関わる意識で、高齢の人は比較的ネガティブ、一方で若者も悪い状況。若者の結果が悪くて、年代が上がると差別意識が薄まって、高齢になるとまた悪くなっていく。比較的若い人が結構厳しいことが、前回のデータで見えた。引き続き(啓発が)必要。湖南省の調査ではないが、部落差別でいうと、結婚差別は、かなり根強く残り続けることが、全国的なデータで最近悪化している。忌避意識が却って高まっている。やはり啓発が必要。これまでの啓発が効果があったのか、よ	分野別施策1.部落差別 【現状と課題】で記載 【取組の方向】 2 啓発の推進①で記載

	り効果的な啓発を模索していく必要がある。	
10	<p>2002年の3月で、同和対策特別法はなくなり、そのあとの2003年から2015年までが、人権教育ができてない部分。2016年に部落差別解消推進法ができた。それでも、部落差別に特化した研修や啓発が、なかなかできてない現状。若い世代が、学校の先生になって、どうして教えていったらいいのか教育を受けたいというのが結構あるよう。教育委員会と連携も含め、そういった計画、教育啓発も大事。</p> <p>何年か前に、探偵業者が、身元調査をし、9割が結婚の調査、相手が被差別部落かどうかという、調査依頼が多かったというデータも出ている。</p> <p>インターネットでの情報が今はすぐに見られる。鳥取ループというところがネットに載せている。全国の被差別部落の所在地、インターネットで出ている。滋賀県の湖南市の被差別部落と打てば、地図に出てくる状態。ネットの規制も必要だが、法務局が重い腰を上げない。取り組んでくれてはいるが、インターネットの進化についていけない状況。国の通達文書も被差別部落であった等の記載は削除の対象と通知されている。</p> <p>高齢者の意識が変わらないことは、調査で出ている。若者が厳しい状況ということが出てきているのであれば、その部分に対し湖南市がどういことができるか課題であると思う。具体的にどう進めていけるのか検証を。</p>	<p><b>分野別施策1.部落差別</b>  <b>【取組の方向】</b>  <b>2 啓発の推進①で記載</b></p> <p><b>1 人権教育の推進</b>  <b>① 園・学校における人権教育の推進に記載</b></p>

	11	<p>若い人で結婚の忌避意識が高まっていることについて、恐らく合理的な判断として部落出身者を避けようというのはあると思う。古典的な偏見とかではなく啓発の仕方においても、部落差別は厳しいですよと、厳しい結婚差別の実態がありますという情報ばかり伝えて、そのうえで差別してはダメ、という啓発の仕方では効果があるかという、そんなに厳しい差別があるのだったら、自分自身や自分の子ども達が差別される可能性があるなら、それを避けよう合理的な判断として部落出身者が忌避されてしまうことがあり得る。だから、「差別は厳しいよ」ということが、結果として、その厳しい差別を生み出してしまふことにつながる。そうならないために、いかに乗り越えてきたかとか、気よくやっていますとか、或いは差別・被差別と違う文脈の部落の実態だったり、いろいろな啓発のやり方があり得る。差別に特化してやっていると、かえって逆効果になるという心配もある。何をどう伝えるかという工夫を、考えていく必要がある。</p> <p>最近サイボシとか、部落フードみたいなものが、部落の文脈と離れたところで、出ていたりする。食文化や、文化的な発信のような啓発の方法について、工夫しがいはある。</p> <p>湖南省ではかすうどんを提供している団体もある。多文化なら、ブラジルの方が結構多いので、食を通じて、出し物や踊りなど。</p> <p>コロナ禍の状況でどうなるかわからないが、そういったところにも呼びかけ、実行委員形式や、実行委員を立ち上げて、いろんなところに入ってもらって、取組を進めていくのもいい。湖南省は国際協会も結構いろいろやっている。</p>	<p><b>分野別施策1.部落差別</b>  <b>【取組の方向】</b>  <b>2啓発の推進</b> ③に「文化の交流」について記載</p>
第2回 部落差別問題部会	1	<p>部落差別の支援の充実という、ニーズの把握で、調査研究というところ、びわこ南部管内では研究集会在、政策実現のための(活動をしている)。実行委員会で、市町と広域の連携というのは、この人権教育啓発、推進法の中に、部落差別解消推進法の中にも、「他の地方公共団体との連携を図って施策を講じよう努める」と規定されている。市町独自でやるものと、(広域の)研究集会在、部落差別をなくすためのいろんな研究や学習をしていて、そういった学習会に参加していくということがある。部落差別をはじめあらゆる差別をなくすために人権政策確立という、びわこ南部地域実行委員会、部落解放びわこ南部地域</p>	<p><b>分野別施策1.部落差別</b>  <b>【取組の方向】</b>  <b>4「連携と協働による取組の推進」に記載</b></p>

	研究集会という組織があるので、広域での連携のことを記載するとよい。	
3	<p>SDGs関連は、冒頭に入れるか、それぞれ必要な項目のところに入れるか。少なくとも、SDGsの項目3でいうと(ターゲットに)薬物乱用など、福祉のところなどで、項目に入れるなど。4は「質の高い教育をみんなに」というタイトル。企業では関心を持ち、周知しているが、地域市民ではなじみが少ない。</p> <p>8「すべての人のための持続的包括的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワークを推進する」では、「働きがいのある人間らしい仕事を」のターゲットも関連がある。10は、人や国の不平等をなくす。16に平和と構成をすべての人に、など関連項目を入れて、地域で、そういう認識を高めていただく。</p> <p>国際的な情報が国が批准したら、実施していかないといけないという意識づけとか、浸透していく対応も含めて、実践につないでいくという具体化に繋いでいかなければならない。</p>	<b>SDGsロゴ 貼付</b>
4	<p>・隣保事業の絡みでいうと地域総合センター。湖南省では、被差別部落がない地域が、学区がある。公平性を担保するために、移動児童館や移動隣保館でやっておられるところも全国ではある。だから、学区にないところは移動隣保事業でやるとか。各まちづくりセンターへ出かけて就労相談やっておられた。約5, 6年。それと同じように、隣保館のないところは、移動隣保事業を、出前でやるとか、そういう視点を模索する、検討するいいので、項目を踏み込んで欲しい。予算がつくか、つかないかは別として。検討課題として書いたらいい。</p>	
5	<p>・隣保事業とか隣保館では、アウトリーチ、訪宅事業が入っている。地域総合センターはアウトリーチがポイント。地域総合センターに訪宅で掘り起こしてほしい。声を上げられない弱者に、寄り添える事業として隣保館がある。アウトリーチの制度があるのは、生活困窮者自立支援法と二つだけ。制度法律を踏まえてやらないといけない。</p>	<b>相談・救済・支援の充実 訪問によるニーズの掘り 起こしについて記載</b>
6	<p>児童館の記載を。もともと三雲の地域総合センターの中に児童館があった。</p>	<b>分野別施策 こども 児童館について記載</b>

7	<p>人材育成に関わっては、詳しく書いて欲しい。市の職員が発信する側であるので、スキルをあげてもらおう。市民側のリーダーとしてスキルを上げる部分と、市民の啓発がある。企画立案の力を持てる市職員や、教師の力量を高める、そういう研修の機会や、力をつける機会を、保障できる書き方を。国連人権教育の10、世界プログラムでは、その辺をしっかり押さえてある。市民啓発と政策立案実行者の研修とは別で分けている。同じような研修ではない。市の職員として、レベルの高い研修を求めて、自覚し、啓発推進者、発信者になっていただきたい。</p>	<p><b>人権教育の推進 (コ)に記載</b></p>
8	<p>人権オンブズマンを市で作って欲しい。これはさきがけになる。どこもできていない。例えば5人ぐらいで、人権擁護委員会から出たり、各所から市長の任命でね。いろいろな部署に、人権の角度から意見が言える、人権オンブズマン制度というのは、国際的には、世界でやっておられるところもたくさんある。</p>	
9	<p>隣保事業、人権の担当部署を福祉部局へ移す方がいい。福祉施策について直接連携ができる。社会福祉法に「個人の尊厳の保持」についても書かれ、「権利としての福祉」が再構築された。昔の福祉の措置の時代からは変わってきている。人権でも「部落差別解消推進法」「人権教育啓発推進法」など様々な法ができ、社会福祉も抑えられている。</p>	
10	<p>社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」との連携についても記載を。</p>	<p><b>地域福祉の取り組みの推進に記載</b></p>
11	<p>「差別は厳しい」「差別してはダメ」の啓発ばかりではなく、「差別の乗り越え方」とか、「差別と抗してきた人々の運動の歴史」とか伝えていく啓発の仕方も重要。 結婚差別でいえば、「乗り越えている」まででなくても、婚姻関係を実現し、それなりにうまくいっている事例もあるので、「結婚差別はひどい」という啓発方法だけでなく、成功事例を伝えていく啓発も考えられる。</p>	<p><b>分野別施策 部落差別に記載</b></p>

12	<p>差別をなくしていこうという動きは、やり方は違うにしても、それぞれの地域にある。広域的には「びわこ南部部落解放研究会」や市全体では「部落解放甲西支部研究会」など活動している。</p> <p>日本では差別と「戦う」と言うと違和感があり、「解消」とか「撤廃」などが使われているが、差別は戦わないとなくなる。</p>	
13	<p>特別措置法が切れたときから、部落差別をテーマにした研修が減り、他の人権の研修のメニューが増えた。学校も企業も。教職員への研修はこの間も研修を充実させて頑張っておられるが、追いつかない部分もあり、市では、市職員も含めて、カバーをしてほしい。職員の意識向上が、市民啓発にもつながる。</p>	
14	<p>教職員が地域総合センターなどでの現地研修で再認識したという意見も聞く。部落問題学習にどう取り組んでいくかも課題。</p>	
15	<p>10年間の計画であるので、まず5年間をどのように実施するのか、項目ごとの評価チェックの検討を。1年かかるとか、3年の目標とか。5年かかるとか、目安としておいた方がいい。1年ごとに実施報告するなど。できていないならできていないでいい。できなかった理由、などを審議会や部会で報告があれば、具体的な実のある計画や審議会となる。</p>	<p><b>総合的な施策の推進に記載</b></p>

意見者 属性		意見内容	検討結果
	1	人権教育の推進	
人権擁護 審議会 (第1回人 権教育部 会)	2	『人権教育・啓発に関する基本計画』第3章人権教育・啓発の基本的在り方、2人権教育・啓発の基本的在り方、(3)国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保中、人権教育・啓発は、国民の一人一人の心の在り方に密接にかかわる問題でもあることから、その自主性を尊重し、押し付けにならないように十分留意する必要がある。(中略)人権教育・啓発を担当する行政は、特定の団体等から不当な影響を受けることなく、主体性や中立性を確保することが厳に求められる。人権教育・啓発にかかわる活動の実施に当たっては、政治運動や社会運動との関係を明確に区別し、それらの運動そのものも教育・啓発であるということがないよう、十分に留意しなければならない。とあるので人権教育・啓発は「押し付けにならないように」、また、中立の立場をしっかりと守りながら進めていって欲しい。	
	3	14 ページ 6 行目 「②家庭や地域に対し、人権問題に関する教育課題や情報を積極的に共有」とある。 自分の時は、人権教育というのはなかったので、情報を徹底的に地域に出して欲しい。	
	4	14 ページ 26 行目 「④人権教育を推進する指導者の養成に努めます」とある。 『人権教育・啓発に関する基本計画』を遵守してもらうように。	

5	人権意識の普及	
6	<p><b>【取組の方向】前文</b></p> <p>やや差別にしぼりこまれた印象がある。マイノリティへの差別がダメだと訴えていくのが啓発であるとなると少し違うと思う。多くはマイノリティでない市民であって、その人たちが権利の主体であることを認識し、使いこなしていくことこそ、マイノリティに対しても適切に対応していけると思う。</p>	
7	<p>18 ページ 9 行目</p> <p>主体的の研修に取り組めている企業・団体などの表彰など、がんばりが認められる工夫が必要ではないか。</p>	意見のとおり修正
8	分野別施策 子ども <b>【現状と課題】</b>	
9	<p>35 ページ 6 行目</p> <p>「ニート」という表現は、ネガティブなイメージが込められているので、「若年無業者」という表現がよいと思う。</p>	意見のとおり修正
10	分野別施策 子ども <b>【取組の方向】</b>	
11	<p>37 ページ 15 行目</p> <p><b>子どもの貧困対策の推進</b></p> <p>しんどい子が低学力になり、不安定な就労になるような結びつきをなくす教育実践が必要ではないか。</p> <p>→学習支援ということで、学校や市と協力して放課後の学習会をしている。実を結んでいるところまでは行っていないが、学習支援の一つになっている。</p>	

【資料2-②】人権総合計画骨子案に対する意見集約・検討結果(人権教育部会)

	12	37 ページ 17 行目、26 行目 貧困の連鎖を断ち切るために、保護者に対する就労の安定に向けた取り組みが大事だと思う。	意見のとおり加筆。
人権擁護 審議会 (第2回人 権教育部 会)	13	<b>人権教育の推進【現状と課題】</b>	
	14	自尊感情が低い子の割合が特に中学校では 20%ぐらいある。これをどのように捉えるか。 →全国的にみても当市の子供たちの割合が特に高いということはありません。それでも、数値として高いことは、特に中学校の教員も意識しております。コロナのこともありまして、自宅で勉強するとか、なかなか認められる機会も年度を通して少なかったように思いますので、その辺もかなり大きな原因かと思われます。	
	15	<b>人権教育の推進【取組の方向】</b>	
	16	12 ページ 4 行目 「ただ、委員の交代などにより活動を積み重ねていくことが難しく、課題と言えます」の一文は、もう少し言葉を足したほうが意味を取りやすくなるように思う。	意見の内容を踏まえて修正
	17	12 ページ 14 行目 「人権教育を人権尊重に基づいて進め方で実施していく」という表現は、やや意味が取りづらい。	意見の内容を踏まえて修正

【資料2-②】人権総合計画骨子案に対する意見集約・検討結果(人権教育部会)

18	12 ページ 20 行目 「部落差別をはじめとするあらゆる差別を個別に学んでいくこと」→「部落差別や女性差別、障がい者差別などさまざまな差別を学んでいくこと」としてはどうか。	意見のとおり修正
19	12 ページ 27 行目 「教職員の資質向上を図り」とあるので人権を担当する部署はしっかり勉強して欲しい。	
20	現在の湖南省市学校・園人権教育基底プラン【改訂版】には拉致問題が記載されていない →基底プラン改訂時に教育委員会が判断されることであり、この場で検討するべき事項ではないと考える。	
21	13 ページ 21 行目 「よりよい生活習慣」→「基本的な生活習慣」としてはどうか。	「よりよい生活習慣」とする。 理由…色々な生活習慣があつて、それを尊重しながら教育を進めていくことも大切。「基本的な生活習慣」だとある程度決まったものにはめていくイメージが強くなるから。
22	13 ページ 21 行目 「学力を高め」→「確かな学力を育み」などはどうか。	意見のとおり修正 理由…滋賀県が「学力」と言わずに「確かな学力」あるいは学ぶ力というものを強く出しているの。
23	人権意識の普及【取組の方向】	
24	全体的に文面によって主語があつたりなかったりするので見て欲しい。	再度見直す

【資料2-②】人権総合計画骨子案に対する意見集約・検討結果(人権教育部会)

25	12 ページ 21 行目、17 ページ 8 行目 マイクロアグレッション、アンコンシャスバイアス、ピクトグラム 上記の記載は丁寧な表記が必要。意図が伝わらなければ誤解を招くこともあるので注釈を入れてもいいかもしれない。	用語説明を記載する(作成中)
26	16 ページ 21 行目 「「生きづらさ」に」→「「生きづらさ」を」かな?	意見のとおり修正
27	16 ページ 24 行目 「差別されている人の苦しみは、差別している人にはわからないだけでなく、多くの場合差別している人もまた、なんらかの差別を受けていてそのはけ口として自分より弱い立場の人に差別が向けられています」→「差別されている人の苦しみは、差別している人にはわからないと言われます。しかし、差別している人もまた、なんらかの差別を受けていることが少なくありません。そのはけ口として自分より弱い立場の人に差別が向けられることもあるのです。」(文を分けた方が意味が取りやすいように思う。)	意見のとおり修正
28	16 ページ 28 行目 「その差別の連鎖」→「差別の連鎖」or「こうした差別の連鎖」	「差別の連鎖」に修正
29	16 ページ 29 行目 「十分に伝わっている」→「十分に共有されている」かな	意見のとおり修正
30	17 ページ 2 行目 「周知してもらおう」→「知ってもらおう」かな	意見のとおり修正
31	17 ページ 4 行目 「アドボカーション(本人主義)に基づく社会的弱者(当事者)との協働に」について、やや文意が取りづらいように思う。	意見を踏まえて文言を削除

32	分野別施策 部落差別	
33	28 ページ 12 行目 「特に、インターネット上では部落差別情報が拡散され、部落差別の事案が深刻な状況になっています。」とあり湖南省の被差別部落の人もネットでターゲットになっている。計画の文言の修正よりもどうしていったらいいのか考えて欲しい。	
34	分野別施策 外国人	
35	46 ページ 3 行目 「外国人の多くは非正規社員として働く人が多く、経済的な影響を受けやすい状況にあります。」とある。コロナで会社の経営が縮小せざる得なくなって、その結果派遣切りが起きている。だから生活資金を借りている。行政も財政的にしんどいかもしれないが、援助する方向で考えていかないといけないのではないか。	
36	47 ページ 28 行目 「市内に滞在・在住する外国人との言語や食文化、芸能などさまざまな交流活動などを通じて、外国語教育や国際理解教育の充実を図ります」とある。外国人を弱者の立場ということで、どう支援するかということに重きを置いている感じがする。日本の方は異文化を尊重し、外国に対する理解をしないと差別や偏見はなくなる。交流活動にとどまらず、理解までする活動をしていく必要がある。	

意見者 属性	意見 内 容	検討結果
人権擁護審 議会 (第1回 福祉部会)	1 「地域福祉の取り組みの推進」 方向性はきれいなことが書いているが、市役所窓口の実態は相談しやすい状況か。相談できる環境になっているか。相談窓口の人は信頼できる人格の人か。相談者がどういう人かをつかめているか。土日祝の対応はできるか。相談したい人の立場に立った相談体制があるか。具体性を持った内容で書き込んでほしい。 相談件数が少なくなると相談が無いわけではなく、遠慮して相談できない課題かもしれない。	(2)②「人権研修の充実と推進」 (5)「相談・救済・支援の充実」に 記載 (2)③「まもる」 (3)④「だれ一人取りのこさないま ちづくり」に記載
	2 生活困窮者自立支援制度で、生活相談、就労相談などの相談を受けるための研修がある。公務員は信頼と尊敬できる職員であるべきである。湖南省には隣保館が5館ある。隣保館は第2種福祉施設の位置づけ。福祉との連携が必要である。福祉の拠点として考えていくとよいが、隣保館のない菩提寺、下田、水戸地域は、どういう分担をしていくか、他の隣保館で広い地域を担当するなど。地域福祉計画との連携も必要。社協も相談窓口なので社協やNPO法人との連携や委託も検討するなど。	(2)②「人権研修の充実と推進」 (4)「地域福祉の取り組みの推進」 に記載
	3 「社会的擁護を必要とする人々」は説明が記載されているが、就職困難者なども用語説明が必要。 「5.相談・救済・支援の充実」で本当に相談したい人 相談場所はどこか、知らない人も多い。周知に努めること必要。地域総合センターの利用、機能拡大など。アウトリーチも言葉の説明必要。取り組みをより充実していくには今ある施設をどのように発展させ、拡大していくことが大切。	用語説明を記載予定 (5)「相談・救済・支援の充実」に 記載 (4)「地域福祉の取り組みの推進」 に記載

4	<p>インターネットの書き込みから市民を守ることが必要。インターネットの書き込みについて文章の整理を。削除依頼していくことなど。</p>	<p><b>9 インターネット と人権に記載</b> 分野別施策1.部落差別 4 連携協働による取組の推進① に記載</p>
5	<p>・福祉と人権は表裏一体の課題。格差が大きくなれば社会的負担となり福祉の予算が必要となる。一人でも多く生きがいを持って生きる社会に。雇用、教育・福祉のサポートが必要。課題としてとらえてほしい。</p> <p>・隣保館は運営補助金 3/4、生活困窮者制度は 1/2 なので福祉への活用ができるのではないか。外国籍の人の貸し付け相談、社協へ相談が多い。外国籍児童の学習支援を隣保館で展開し、学力格差を図るなど。アイデンティティ学習は他の場でよい。</p> <p>・雇用の面では、雇用部会など、企人協などいろいろな支援、関係機関がある。連携できないか。障害者雇用の創出も多様な期間が連携して、企業に働きかけていくなど。</p> <p>・相談支援は体制と人材育成が重要。スーパーバイザーとして横断的な役割の組織も必要。信頼できる市役所窓口になることが必要。</p>	<p>(5)「相談・救済・支援の充実」に記載</p> <p>(3)④「だれ一人取りのこさないまちづくり」に記載</p>
6	<p>・地域の課題を聞くが、連携、ネットワークの文言、現状は実のある連携かチェックする機能が必要では。まちづくり協議会の役割、負担が大きくなってきている。区や自治会も最近団結していない。まち協の下に位置付けられている組織が増えてきた。行政はまち協に任せればよいと思っていないか。コーディネートする職員の力が必要。</p>	

	7	<p>・民生委員として、地域共生社会の取り組み、厚生労働省の取り組みを進めている。まち協の支えあい推進員など進めて3年目となる。年配の人が対応している。地域に困っている高齢者、買い物支援など、多くの課題がある。財政の投入も必要では。一人では対応できない。超高齢化社会に対応するのに、地域共生社会はやむを得ない。</p>	(4)地域福祉の取組の推進【現状と課題】に記載
	8	<p>・分野別施策 3.子ども 引きこもり支援で不登校からひきこもりになる人多い、ぜひ記載を。「ひとり親家庭」「外国人の状況」審議会でも話したが、驚くべき貧困状況。年末のフードドライブに来た人外国人が60%、歳末助け合い運動、日本人外国人含めてひとり親家庭多く、困り感つよい。外国人の貧困状況、ひとり親家庭の状況、調査が必要と感じる。</p>	分野別施策 3.子ども 3 いじめや不登校の対応 ①に記載
人権擁護審議会 (第2回福祉部会)	1	<p>・隣保館は社会福祉法第2条第13項に規定された社会福祉施設。移動隣保事業を他府県でやっているところがある。第2種福祉施設は、障がい者のみ、高齢者のみ、子どものみと特化されているが、隣保館は特化されていず何の窓口にもなることができる。日帰りでデイサービスなど、障がい者も高齢者の事業もできる。補助金も3/4ある。一般の人に広まっていない。湖南市では9小学校区あるが、隣保館は4学区にあり、5学区にはない。移動隣保館として事業を行えばよい。福祉の専門家、相談の窓口ができる人をおいて、市内全体を回ってもらうなど。隣保館に人をおけば、人件費を補助金でもらえるのではないか。移動隣保館については、補助金等詳しくは県に聞いて、隣保事業を市内に広げる仕組みを考えていくなど。地域外に事業展開をすることで、同和地区に対する認識ができ、啓発にも結果として理解が進んでいくのではないか。</p>	

2	<p>・隣保館について、地域にもないので知らなかった。急ぐ相談は、直接福祉課や、就労の相談ジョブセンターなどで受けていた。</p> <p>・引きこもりの問題や、相談窓口に行きにくい人は、早く見つけ、フォローすることで、生活保護など費用負担が減る場合もあるかもしれない。長い目でみた相談は地域の拠点施設で受けられるとよい。訪問などもあるとよい。</p>	
3	<p>・施設等へ視察すると、事業は金と人が必要で、補助金等を利用されている。福祉と人権という観点で、一元化相談窓口などの部署が行政の中であった方がいい。市職員にプライドを持って担当してほしい。</p>	
4	<p>・隣保館の職員の設置運営要綱の中に、職員の資質の問題が書いてある。館長及び指導職員は、社会福祉主事の資格を有するもの。もしくは、社会福祉事業に2年以上従事したもの、または隣保館の運営に関しこれと同等以上の能力を有するものであり隣保館の運営に熱意のあるもの。ここへ来たならなんでも受け付けますという位置づけ。福祉に関わる課題、教育に関わる課題、何でも来てくださいと、その上で、専門機関に整理をして、適切な制度へつなぐ役割を隣保館が持っている。隣保館がキャッチすれば、課題解決に向けて、今の制度上で解決できないものがあっても精神的な問題を(伴走型支援で)支援するなど、常に困った事にサポートするという強みがある。隣保館は大いに活用すべき。</p>	
5	<p>・難しい問題が地域社会の中にあって、プライドやいろんな問題で、地域で相談できない、窓口では誰かと顔を合わせないといけない。そういう問題を解消するアウトリーチ(訪問支援)というものは、大事。市役所の担当課はアウトリーチできるところとできないところがある。隣保館の職員は、相談のときに課題があれば訪問するなど、訪宅事業がある。アウトリーチが制度上に入っている。アウトリーチが制度に入っていない事業が多い。だから、隣保館は非常に使い勝手がよくて個人の家の訪問もできる制度。こんな事業はあまりない。隣保館の事業は素晴らしい。職員のための研修費があったこともあった。生活困窮者への支援事業は隣保事業の同和対策</p>	<p><b>相談・救済・支援の充実 取り組みの報告に記載</b></p>

		の実績による成功事例として組み立てられている。	
6		・「(2)基本理念に基づく3つの方向性」で、前にいただいていた体系図の、①はぐくむ、②つくる、③まもるで①のはぐくむは「教育・啓発」②のつくるは「連携・市民参加」、③のまもるは「相談・支援・福祉」とあるので文言を入れたほうがいい。	
7		・人権と福祉の観点で、「地域福祉の取り組みの推進」が重要ととらえ、地域共生社会のことが書かれている。少子高齢化、人口減少、世帯の小規模化、地域の繋がりの希薄感、ひとり暮らし高齢者の増加、高齢者だけの世帯の増加、ひきこもりや子育て家庭の孤立、虐待。自殺対策などが、言葉だけ書かれているが、例えば少子高齢化や人口減少というのを1つタイトルにして、それに何か対策がとれないか具体的に、テーマ別書いたらどうかと思いました。	<b>対策等については地域福祉計画、高齢福祉計画等他の計画に基づく旨記載。</b>

8	<p>・「湖南省第3次地域福祉計画(2017 策定)」は、今年度に策定予定です。大きく変わるのは、4、5年前に言われた地域共生社会。障害も高齢も子育ても引き込みも何もかも、「我が事丸ごと」という言葉も出てきた。あと「地域包括支援体制、重層的」。課題が複雑、多岐にわたるものについては、みんなで一緒に重層的に考えますという体制整備事業など出てきています。今後、市も重層的体制整備事業に取り組む方向性です。今回の計画にその言葉を入れられるかが、懸念されます。相談体制の一元化も出ていて、そういう体制を、まとめていこうとする地域福祉計画になると思うので、「連携します」という言葉だけでなく、具体的に書いてもらった方が、響くと思います。いろいろな部署が縦割りで、それぞれ頑張っているが、そこを繋いで、重層的に体制整備事業で横断的に取り組みを進める必要がある。ただ、滋賀県全域でいうと、市町により遅れているところもある。もう少し具体的に記載を。文章には共生社会が入っていますが、具体的にどういった取り組みをしていくのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支え合い推進員の記載がない。</li> <li>・共生社会の中に包括的支援体制があつて、その中に重層的があつて、重層的の中に、下に生活体制整備事業というのが、ポイントです。</li> </ul>	
9	<p>・生活困窮者自立支援法の関係がでてきていない。地域共生社会の中で、福祉も入っていないといけない。縦も繋がりでなく、横も繋がらないといけないという形。</p>	
10	<p>・隣保事業の記載に、ワンストップ化について具体的な取り組みに入れたらどうか。総合的包括的相談、関係機関とも連携調整など。個別継続的な伴走型相談。分析、アセスメント、つなぎ、訪問相談、アウトリーチ相談など。そして様々な形の訪問をして、情報収集を。高齢者への訪問なら、安否確認も含めてできるのではないかな。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のネットワークの強化も大事。人権と福祉のまちづくりという形でまとめると、具体的にこういうことをすると見えてくるのではないかな。そうすると隣保事業がわかりやすい。</li> </ul>	
12	<p>・市の計画、法令とか関係のところにも児童館の関係を書いてはどうか。児童館のないところ</p>	

	<p>は、移動隣保館という対応など。栗東は各小学校区単位全部児童館がある。他の市町はない。子供の少子化というのだったら各小学区単位に、児童館を設置(するなど。)助成金もあるのでは。社会福祉法人への委託でも良いですよとされている。移動隣保館で、経過措置などして、移動児童館というものも、事業が展開できる。それも書いておいてもらいたい。計画見られる方もおられるので。学童へ行ける子供だったら良いが、学童へ行けない子どもへの対応で、三雲の児童館は(利用者が)1万人ぐらいいる。それを地域から訴えて、保育士が配置された。だから児童館がないところも、移動児童館でカバーしていくことが大事。</p>	
13	<p>・「外国籍の方やひとり親家庭の貧困家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげます。」とあるが、もう少し書けないか。湖南省の中での、外国籍の人の貧困状態は著しい。フードバンクの事業で、外国籍の人が食料を求めてきて、小口資金などの外国籍の人の、利用状況が63%になっている。この辺の支援をもう少し充実できるようなバックアップというか、制度の拡充など考えられないかな、と期待しています。</p>	
14	<p>・福祉の部署であれば、高齢、障害様々なものも含めて、部署内で連絡、常に密接にできる。今、人権擁護課は違う部署。福祉部局に、人権擁護課は移ってもらえたらありがたいというふうに思います。市の体制のところに入るが、望みたい。検討して欲しい。</p>	
15	<p>・「障害者のある人が議論する場に参加しやすい工夫」とありますが、視覚障害者の方々は、運送事業が休日は駄目とか、制約があり活動ができないという状態。サポートがないと議論する場へも行けない。サポートするような、工夫を。</p> <p>・「福祉サービスに携わる人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制」とありますが、会計年度任用職員の制度になり、就業時間の変更があった。窓口が利用しづらくなり、湖南省で育てた人が他市町村に流れていく現状もあった。待遇改善をしないと確保ができないのではないか。専門性がある人が働き続けられる体制を整えてほしい。</p>	

市民一人ひとりが人権感覚を高め、  
お互いを認め合う人権尊重のまちづくり

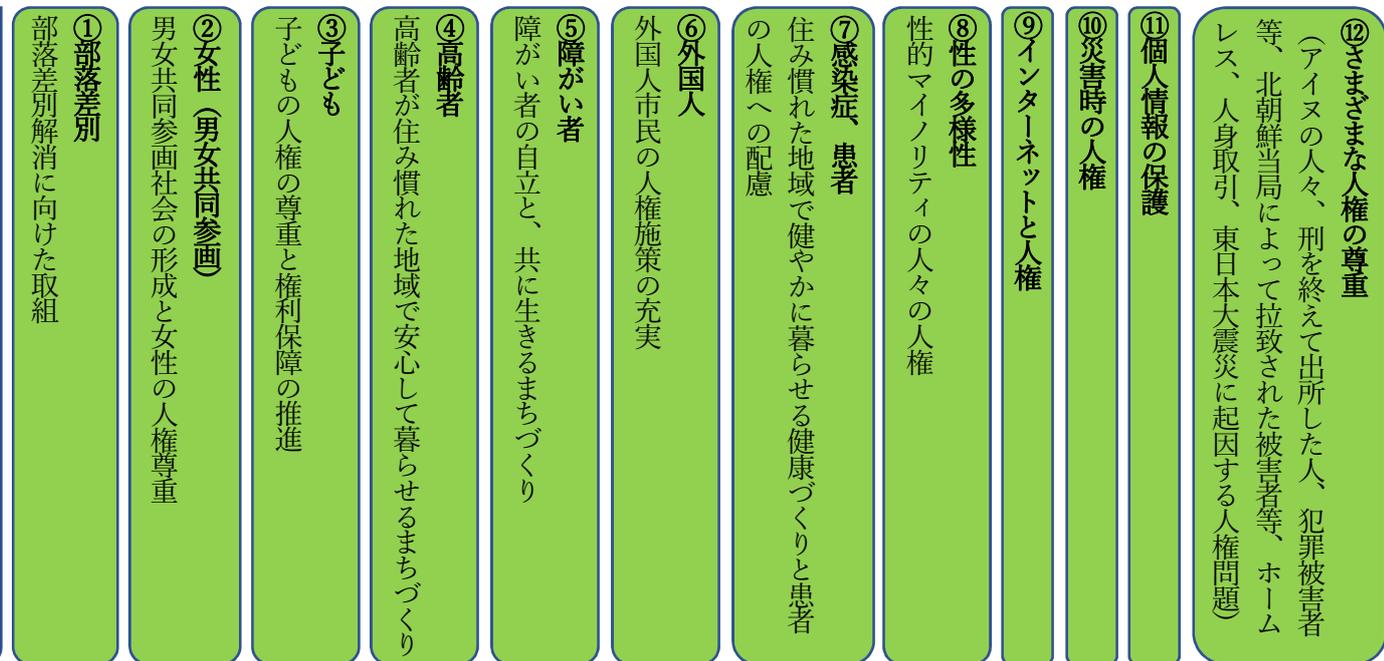
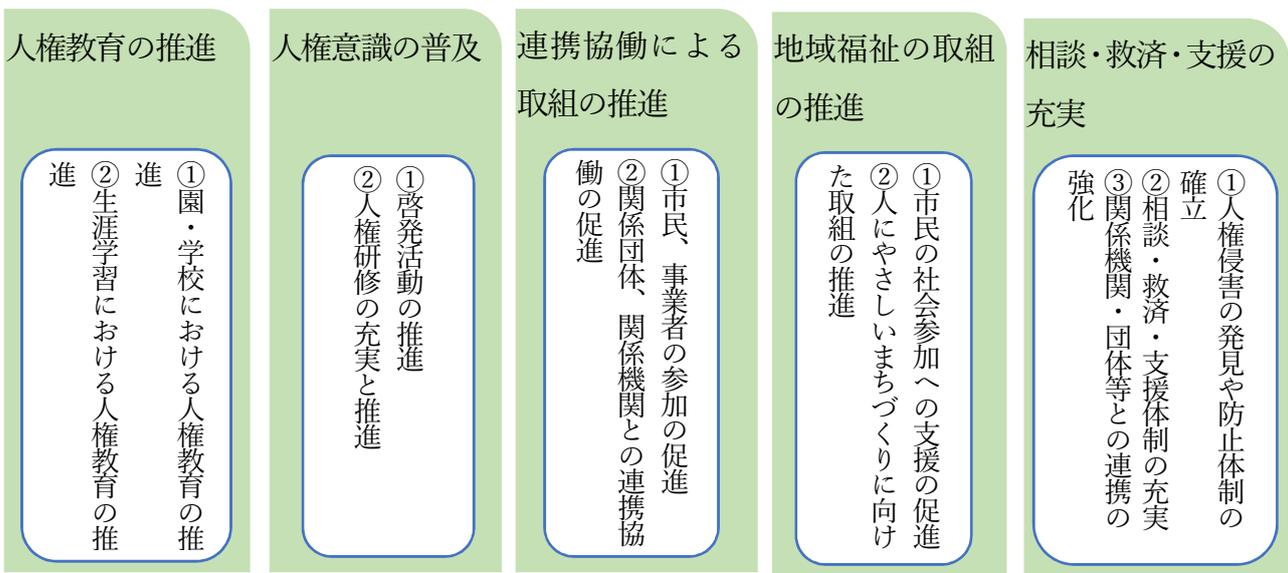
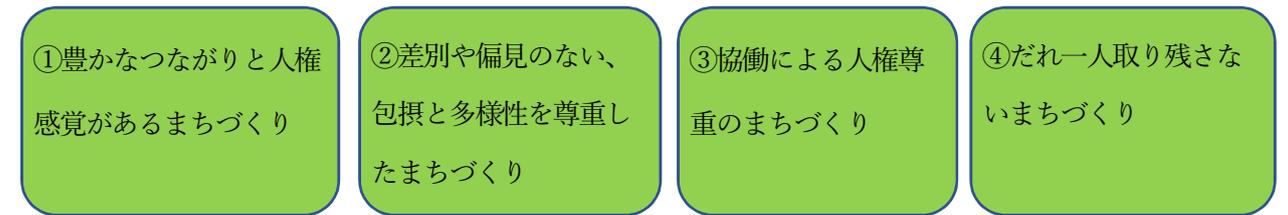
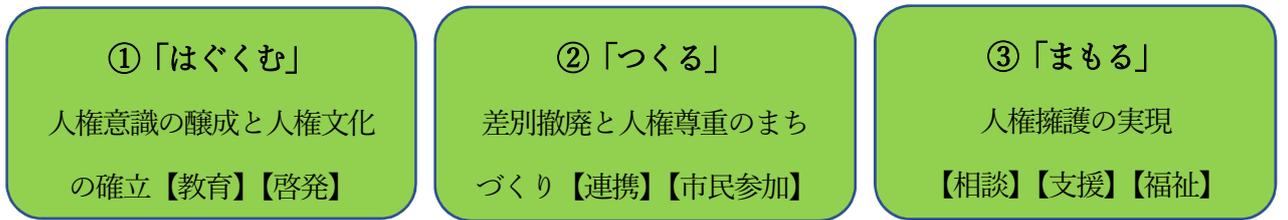
基本理念

方向性

基本目標

重点施策と取組の方向

分野別施策



- 1. 計画の趣旨 ※別紙
- 2. 現状と課題 ※別紙
- 3. 計画の基本的な考え方 ※別紙

【資料3】

骨子案と4計画との対照

4. 重点施策と取組の方向		【人権擁護総合計画】	【同和対策基本計画】	【人権教育推進計画】	【人権・同和福祉計画】
(1) 人権教育の推進	①園・学校における人権教育の推進	(ア) 人権の薫り漂う学校・園づくりを担う教職員・保育士の指導力の向上	人権教育啓発の推進(1)―①―(イ)		1(3)仲間に学ぶ
		(イ) 人権尊重意識を高め行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実	人権教育啓発の推進(1)―①―(ア)	(4)就学前教育の充実 (4)学校教育の充実―1～2	1(1)仲間と学ぶ
		(ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実		(4)学校教育の充実―3～6	1(2)仲間と切り開く
		(エ) 保護者や地域との連携	人権教育啓発の推進(1)―①―(ウ)		1(4)仲間とつながる
	②生涯学習における人権教育の推進	(オ) あらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進	人権教育啓発の推進(1)―②―(ア)	(4)社会教育の充実―1～2	2(1)まちで学ぶ①～②
		(カ) 家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援	人権教育啓発の推進(1)―②―(イ) 人権教育啓発の推進(1)―②―(ウ)	(4)社会教育の充実―1～2	
(2) 人権意識の普及	①啓発活動の推進	(キ) 市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報	人権教育啓発の推進(2)―①―(ア) 人権教育啓発の推進(2)―①―(イ)	(5)―啓発活動の充実―1～2	
		(ク) 事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に向けて	人権教育啓発の推進(2)―②―(ア) 人権教育啓発の推進(2)―②―(イ)	(3)―企業等への啓発―1、3 (5)―啓発活動の充実―4	2(1)まちで学ぶ④ 3(2)人をまもる
		(ケ) 関係機関との連携			
	②人権研修の充実と推進	(コ) 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成	人権教育啓発の推進(3)―(ア)  人権擁護の推進(1)―①―(ウ)	(5)―啓発活動の充実―3	4(1)組織を高める①～③ 3(1)人を高める③
		(サ) 事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて		(3)―企業等への啓発―2	2(3)まちを高める① 3(1)人を高める②
				(3)―企業等への啓発―2	2(3)まちを高める② 3(1)人を高める①
(3) 連携協働による取組の推進	①市民、事業者の参加の促進	(シ) 市民参加の促進～市政への参画、事業への参加、調査への協力			2(1)まちで学ぶ①
		(ス) 事業者の参加の促進			3(3)人をつなぐ
	②関係団体、関係機関との連携協働の促進	(セ) 市民活動への人権の視点の醸成			2(4)まちをつなぐ①～④
		(ソ) 関係団体、関係機関との連携の強化	人権擁護の推進(1)―②		4(3)組織をつなぐ
(4) 地域福祉の取組の推進	①市民の社会参加への支援の促進	(チ) 文化活動や地域活動などへの参加の支援			
		(ツ) 就労支援		(3)―就労に対する支援	
	②人にやさしいまちづくりに向けた取組の推進	(テ) 交流の機会と場の提供		(2)―地域のつながりづくり	
		(ト) バリアフリー環境の整備		(1)―人にやさしいまちづくりの推進	2(1)まちで学ぶ③
		(ナ) 健康づくりの推進と福祉の充実		(2)―健康づくりの推進	

(5) 相談・救済・支援の充実	①人権侵害の発見や防止体制の確立	(ニ) 人権侵害を見逃さない意識の高揚				
		(ヌ) 対応体制の整備～的確な対応に向けて	人権擁護の推進(1)-①-(イ)	(2)-分野別人権相談の充実		
	②相談・救済・支援体制の充実	(ネ) 相談体制の充実～気軽に安心して相談できる体制づくり	人権擁護の推進(1)-①-(ア)	(2)-分野別人権相談の充実		
		(ノ) 支援体制の充実～日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて	人権擁護の推進(1)-①-(ウ)			
						2(2)まちをまもる
	③関係機関・団体等との連携の強化	(ハ) 関係機関・団体等との連携	人権擁護の推進(1)-②	(2)-人権相談		

※(1)住環境の整備、(3)産業振興 該当なし

骨子案と4計画との対照(2)

5. 分野別施策			【人権擁護総合計画】	【同和対策基本計画】	【人権教育推進計画】	【人権・同和福祉計画】
(1) 部落差別	部落差別解消に向けた取組		分野別(5)同和問題			5. 同和問題
(2) 女性(男女共同参画)	男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重		分野別(1)女性の人権			1. 女性に対する暴力
(3) 子ども	子どもの人権の尊重と権利保障の推進		分野別(2)子どもの人権			2. 児童虐待 / 7.ひとり親家庭
(4) 高齢者	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり		分野別(3)高齢者の人権	(2)地域のつながりづくり 福祉・介護サービスの充実		3. 高齢者
(5) 障がい者	障がい者の自立と、ともに生きるまちづくり		分野別(4)障がいのある人の人権			4. 障がい者
(6) 外国人	外国人市民の人権施策の充実		分野別(6)外国人の人権			6. 外国人市民
(7) 感染症、患者	住み慣れた地域で健やかに暮らせる健康づくりと患者の人権への配慮		分野別(7)HIV感染者・ハンセン病患者等の人権			
(8) 性の多様性	性的マイノリティの人々の人権					
(9) インターネットと人権			分野別(8)インターネットによる人権侵害			
(10) 災害時の人権						
(11) 個人情報の保護			教育啓発(3)-(イ)			
(12) さまざまな人権の尊重	(アイヌの人々、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、ホームレス、人身取引、東日本大震災に起因する人権問題)		分野別(9) その他さまざまな人権			
6. 計画の総合的な推進						4(2)組織をつくる







1. 計画の趣旨

(1) 策定の趣旨	
(2) 計画の性格	
(3) 計画の期間	令和4年度～令和13年度

2. 現状と課題

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念	市民一人ひとりが人権感覚を高め、お互いを認め合う人権尊重のまちづくり ①「はぐくむ」人権意識の醸成と人権文化の確立【教育】【啓発】 ②「つくる」差別撤廃と人権尊重のまちづくり【連携】【市民参加】 ③「まもる」人権擁護の実現【相談】【支援】【福祉】
(2) 重視すべき視点	①あらゆる分野への人権尊重の視点の反映 ②人権侵害や人権擁護を複合的な視点で捉えた取組の推進
(3) 基本目標（目指す姿）	①豊かなつながりと人権感覚があるまちづくり ②差別や偏見のない、包摂と多様性を尊重した共生のまちづくり ③協働による人権尊重のまちづくり ④だれ一人取り残さないまちづくり

※現行の「人権擁護総合計画」を踏襲。修正可。

4. 重点施策と取組の方向

(1) 人権教育の推進	①国・学校における人権教育の推進	(ア) 人権の薫り漂う学校・園づくりを担う教職員・保育士の指導力の向上	・「湖南省学校・園人権教育基盤プラン」実践 ★総合計画
		(イ) 人権尊重意識を高め行動につなげる、発達段階に応じた教育の充実	〃
		(ウ) 子どもの育ちと進路を保障する取組の充実	〃
		(エ) 保護者や地域との連携	〃
		(オ) 部落差別をはじめとするあらゆる人権問題への気づきと理解を深める取組の推進	・学習機会の提供 ★総合計画
(2) 人権意識の普及	②生涯学習における人権教育の推進	(カ) 家庭や地域における市民の主体的な人権学習への支援	・人権まちづくり懇談会 ★総合計画 ・リーダー育成
		(ク) 市民への人権意識の普及～正しい知識の普及と実践の促進、効果的な広報	・学習機会の提供と内容の充実 ★総合計画 ・広報活動の充実
		(ケ) 事業者・団体への人権意識の普及～社会的責任としての人権の尊重に向けて	・企業への訪問啓発等の実施 ★総合計画
		(コ) 関係機関との連携	・関係機関との連携による啓発活動の推進 ★総合計画
		(サ) 人権尊重のまちづくりを担う職員の育成～職員の人権意識の醸成	・研修プログラムの体系化 ・各種研修の実施 ★総合計画 ・学習機会への参加の促進 ★総合計画
(3) 連携協働による取組の推進	①市民、事業者の参加の促進	(シ) 事業者・団体への支援～主体的な学習に向けて	・人権担当者等への研修の充実と参加の促進 ・講師の紹介、視聴覚資料・書籍等の貸出
		(ス) 市民参加の促進	・市政への参画 ・講演会、研修等への参加の促進 ★総合計画 ・意識調査の実施
		(セ) 事業者の参加の促進	・企業の取組への支援
		(ソ) 市民活動への人権の視点の醸成	・学習機会の提供 ★総合計画
		(タ) 関係団体、関係機関との連携の強化	・分野別の連携強化
(4) 地域福祉の取組の推進	②関係団体、関係機関との連携協働の推進	(チ) 関係団体への支援	・情報共有
		(ツ) 文化活動、教育活動への参加の支援	・活動支援
		(テ) 地域活動への参加の支援	
		(ト) 交流の機会と場の提供	
		(ナ) バリアフリー環境の整備	
(5) 相談・救済・支援の充実	②人にやさしいまちづくりとサービス格差是正に向けた取組の推進	(ニ) 健康づくりの推進と福祉の充実	
		(ヌ) 人権侵害を見逃ごさない意識の高揚	・啓発や研修の実施 ★総合計画
		(ネ) 対応体制の整備～的確な対応に向けて	・相談窓口の周知 ★総合計画 ・マニュアル等の整備
		(ノ) 相談体制の充実～気軽に安心して相談できる体制づくり	・分野別相談窓口、総合的相談窓口の充実と周知 ・相談員の育成（研修参加の促進）★総合計画
		(ハ) 支援体制の充実～日常生活や社会的・経済的自立支援に向けて	・支援施策の充実と制度等の周知 ・支援活動の実施と充実 ・地域総合センターなど福祉施設の環境整備 ★総合計画
(6) 関係機関・団体等との連携の強化	③関係機関・団体等との連携の強化	(ヒ) 関係機関・団体等との連携	・情報交換と連携による総合的な相談体制の強化★総合計画 ・保護体制の強化

5. 分野別施策

(1) 部落差別	部落差別解消に向けた取組
(2) 女性（男女共同参画）	男女共同参画社会の形成と女性の人権尊重
(3) 子ども	子どもの人権の尊重と権利保障の推進
(4) 高齢者	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり
(5) 障がい者	障がい者の自立と、ともに生きるまちづくり
(6) 外国人	外国人市民の人権施策の充実
(7) 感染症、患者	住み慣れた地域で健やかに暮らせる健康づくりと患者の人権への配慮
(8) 性の多様性	性的マイノリティの人々の人権
(8) 災害時の人権	
(9) インターネットと人権	
(10) 個人情報の保護	
(11) さまざまな人権の尊重	

6. 計画の総合的な推進

(1) 推進体制	①評価指標 ②進行管理
(2) 多様な主体との連携強化	
(3) 調査・研究の推進	



湖南省人権総合計画策定 工程表

【資料4】 R3.5.31時点

項目		2021年度（令和3年度）																													
		4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月		
		10	20	31	10	20	30	10	20	30	10	20	31	10	20	31	10	20	28	10	20	31	10	20	30	10	20	31	10	20	31
人権総合計画の作成		計画素案作成						庁内各部署協議						計画原案作成						公表											
人権擁護審議会		問題課題の整理			第3回全体会			第4回全体会			第5回全体会 ◎答申																				
同和対策審議会								第3回会議																							
パブリックコメント														実施						実施結果公表											
議会														委員会・全員協議会説明						上程											
庁内	人権対策推進本部													報告																	
	人権対策小委員会	素案検討						素案検討																							

会議名

会議名

答申

第2回全体会

専門部会

# 湖南省の人権にかかわる計画の計画期間

計画名／年度	2009年度 (H21)	2010年度 (H22)	.....	.....	2017年度 (H29)
湖南省人権擁護総合計画 (編集／人権政策課 10年)	[Blue bar spanning 2009-2017]				
湖南省同和対策基本計画 (編集／人権政策課 10年)	[Blue bar spanning 2009-2017]				
湖南省人権・同和福祉計画 (編集／社会福祉課 10年)		[Blue bar spanning 2010-2017]			
湖南省人権教育推進計画 (編集／人権教育課 9年)		[Blue bar spanning 2010-2016]			
(仮称) 湖南省人権総合計画 (編集／人権擁護課 10年予定)					

